

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

新潟市人事委員会



新人委第 418 号

令和 3 年 10 月 6 日

新潟市議会議長 古泉 幸一 様

新潟市長 中原 八一 様

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、  
一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、あわせてその改定  
について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう  
要請します。

# 目 次

## 別紙第1 報告

### 第1 職員の給与等

1 職員給与の調査	1
2 民間事業所従業員の給与等の調査	2
3 職員給与と民間給与の比較	4
4 諸情勢	5
5 本年の給与の改定	6
6 勧告実施の要請	7

### 第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等	8
2 働き方改革と勤務環境の整備	11
3 高齢期の雇用の在り方	15
4 会計年度任用職員の適正な任用・勤務条件の確保	16
5 公務員倫理の確保	16

別記 令和3年人事院の報告及び勧告並びに意見の申出の概要	18
------------------------------	----

別紙第2 勧告	23
---------	----

## <資料編>

第1 職員給与	資-1
第2 民間給与等	資-32
第3 月例給の比較方法	資-47
第4 生計費・労働経済指標	資-49

# 報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、労使当事者以外の第三者の立場に立ち、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員の給与については、民間企業の従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行っている。この理由は、職員も勤労者であって適正な勤務の対価を受けることが必要とされる中で、その給与は民間企業とは異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢を反映した民間に準拠することが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く市民の理解を得られる方法である、と考えられるからである。

本委員会は、本市職員の給与の実態、市内民間企業従業員の給与等勤務条件並びに国及び他の地方公共団体の勤務条件を含むその他諸情勢について調査研究を行い、職員の給与等勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

## 第 1 職員の給与等

### 1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「令和 3 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表（1）、医療職俸給表（2）、医療職俸給表（3）、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職俸給表（1）、新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表（一）及び教育職俸給表（2）の 9 俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 8,535 人で、平均年齢は 43.1 歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給 348,075 円、扶養手当 8,536 円、地域手当 10,927 円、住居手当 5,426 円、管理職手当 5,305 円、その他の手当 2,836 円の合計 381,105 円（昨年 380,173 円）である。

[資料編 第 1 職員給与（資-1～資-31 頁） 参照]

## 2 民間事業所従業員の給与等の調査

### (1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 406 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 102 事業所について、「令和 3 年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。この調査では、公務に類似する 54 職種の職務に従事する従業員について、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についてもあわせて調査を実施した。

（注） 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

### (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 90.2%、調査実人員は 3,705 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

#### ア 給与改定の状況

第 1 表に示すとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は 16.5%（昨年 32.8%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 22.8%（同 12.2%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0%（同 1.2%）となっている。

第1表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員		16.5	22.8	0.0	60.7
課長級		15.5	18.7	0.0	65.8

また、第2表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.6%(同90.5%)となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が17.8%(同17.6%)、減額となっている事業所の割合は7.6%(同9.4%)となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

役職段階	項目	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		90.8	88.6	17.8	7.6	63.2	2.2	9.2
課長級		80.6	78.5	15.9	8.3	54.3	2.1	19.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## イ 給与の状況

### (7) 職種別給与

民間における本年4月分の事務・技術関係職種等に対する平均支給額は、資料編 第12表(資-35～資-43頁)のとおりである。

### (4) 初任給の状況

企業全体としてみた場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で54.0%(昨年49.2%)、高校卒で31.9%(同34.8%)となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で205,668円(同196,064円)、高校卒で172,351円(同160,326円)となっている。

[資料編 第13表, 第14表(資-44頁) 参照]

#### (ウ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額 10,827 円（昨年 12,553 円）、配偶者と子 2 人にあつては月額 23,156 円（同 25,268 円）となっている。

[資料編 第 15 表（資-45 頁） 参照]

#### (I) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は、所定内給与月額 of 4.30 月分（昨年 4.44 月分）に相当している。

[資料編 第 17 表（資-46 頁） 参照]

### 3 職員給与と民間給与の比較

職員給与と民間給与の比較にあつては、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、毎月きまって支給される給与（月例給）と一定の時期に賞与等として支給される給与（特別給）の 2 つに分けて行った。

#### (1) 月例給

##### ア 比較方法

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4 月分の給与額（注）を精密に比較した。

（注） 毎月きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

[資料編 第 3 月例給の比較方法（資-47 頁） 参照]

##### イ 比較結果

前記による比較の結果、職員の給与は、第 3 表に示すとおり、民間の給与を 165 円（0.05%）上回っている。

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
362,192 円	362,357 円	△165 円 (△0.05%)

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。  
 2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。  
 3 民間給与は、ラスパイレス方式により算出

## (2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.45月)は、民間における特別給の支給割合(4.30月)を0.15月分上回っている。

## 4 諸情勢

### (1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.9%減少している。

また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では211,910円、3人世帯では228,760円、4人世帯では245,620円となっている。

[資料編 第4 生計費・労働経済指標(資-49~資-51頁) 参照]

### (2) 人事院の勧告等

人事院は、本年8月10日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行うとともに、あわせて国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

それらの概要は、別記(18~22頁)のとおりである。

### (3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

総務省の令和2年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表

(一)の適用職員の給料額（基本給）を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の水準は、99.0（政令指定都市平均 99.9）となっている。

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

平成30年	平成31年	令和2年
98.6 (19)	98.8 (19)	99.0 (19)

(注) ( )内は政令指定都市20都市中の順位

## 5 本年の給与の改定

本市職員の給与等を検討するに当たって考慮すべき諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与の改定を行うことが適当であると判断した。

### (1) 月例給

月例給については、前記3(1)のとおり職員給与が民間給与を165円上回っていることが判明した。従来、民間給与との較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難な場合には、月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないことが適切であると判断した。

### (2) 特別給

特別給については、前記3(2)のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも下回っていたことから、0.15月分引き下げることとした。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

本年度については、12月期の期末手当から差し引くこととし、令和4年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、再任用職員、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、上記の改定内容及び人事院勧告を踏まえ、同様に支給月数を引き下げることにする。

第5表 本市職員の令和3年12月以降の期末・勤勉手当の支給月数

支給期 ・手当 職員	令和3年12月		令和4年6月以降	
	期末	勤勉	期末	勤勉
一般職員	1.125月	0.95月	1.20月	0.95月
特定幹部職員	0.925月	1.15月	1.00月	1.15月

## 6 勧告実施の要請

民間準拠により職員給与等を決定する仕組みは、職員に対し市民から支持される納得性のある勤務条件を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、効率的な行政運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 第2 人事管理に関する課題

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 多様で有為・有能な人材の確保

本委員会においては、広く人材を求めるため、任命権者と連携し、ホームページの充実や合同企業説明会への参加のほか、若手職員が学生に業務内容や職場の雰囲気伝える座談会「おしごとナビ」の実施や、SNSを活用した情報発信を行うなど、本市で働くことの魅力ややりがいをPRしてきたところである。

また、職員採用試験の受験申込方法については、令和元年度からスマートフォンからでも申込可能な電子申請とするなど、受験者の利便性向上に努めてきた。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年も対面方式の業務説明会は中止せざるを得なかったが、その代替策としてオンライン方式に変更して実施したほか、職員による業務説明をスライド動画にして動画投稿サイトに掲載するなど、非接触型の新たな取組を試みた。また、昨年度中止した東京会場での大学卒業程度区分の試験は、一次試験は引き続き中止したものの二次試験は実施し、受験に伴う来県回数を減らすことで負担の軽減を図った。

今年度の試験の実施状況については、大学卒業程度区分の一般行政職A及びBの受験者数は合計で187名となり、昨年度の28名を上回る48名の減少となった。一方、受験者に対する合格者の倍率は、14.4倍と昨年度に次ぐ高い倍率となった。年々、採用予定数が減少していることも要因の一つと考えられるが、受験者数は5年連続で減少する結果となり、受験者数の確保は喫緊の課題である。

高い意欲と能力のある受験志望者を多く確保するため、本市で働くことの魅力ややりがい、業務に関する情報を、より効果的に伝える方策の検討を引き続き行っていく。

また、多様で有為・有能な人材を確保するためには、試験方法の検討も重

要であることから、本市が求める人材に適した受験要件の検討及び受験者の能力等を適切に見極める試験方法について引き続き調査・研究を進めていくこととする。

## (2) 人材の育成

本市では、「市民と行政を結ぶ市民から信頼される職員」を人材の基本理念とし、時代の変化に合わせた行政課題に、的確かつ迅速に対応できる人材を育成するために、研修や人事異動等を連携させながら、職員一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮できるよう取り組んでいる。

昨年度の職員研修においては、新型コロナウイルス感染症により集合型の研修は難しい状況にある中で、オンライン方式の研修など感染リスクの低減に努めつつ、各階層別研修や職場研修が実施された。

人事異動については、職員の能力開発及びキャリア形成支援という観点から、採用後概ね10年間で原則として、区役所を含む3カ所の職場を経験することで、基本的知識の習得と幅広い視野を育成し、その後は、それまでに培われた経験や能力、適性を重視して配置している。また、職員自らのキャリアデザインを重視する人事制度として、専門性を追求する意欲ある職員と地域貢献意欲の高い職員について、自らが登録した専門分野またはエリア(区)を重視した配置を行う、フランチャイズ登録制度を運用している。

任命権者においては、引き続き各制度の活用及び職員の能力に応じた適材適所の配置を進めるとともに、今後もオンライン方式の研修を活用しつつ、職員の能力向上の機会充実に努め、市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

## (3) 女性職員の活躍推進

女性職員の活躍を推進するためには、採用から昇任まであらゆる段階において、それぞれのライフステージにあわせた実効性のある取組が必要である。

本市ではこれまでも、次世代育成支援対策推進法に基づく「第3期新潟市特定事業主行動計画」や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

に基づく「新潟市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、取組を進めてきたところであるが、昨年4月に両計画を「新潟市特定事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）に一体化し、より効果的に実施していくこととしている。

行動計画では、部長以上の女性管理職を6人以上とすることや、将来管理職となる女性職員の養成に向けた取組として、係長昇任者に占める女性職員の割合を45%以上とする目標を掲げており、今年度はそれぞれ達成している。

一方、課長以上の女性管理職の割合を段階的に引き上げ、令和5年度までに30%以上とする目標については、今年度の目標20%に対し15.4%となっており、達成できなかった。

なお、毎年実施している職員アンケートでは、管理職への昇任について「昇任したくない」や「できれば昇任したくない」と回答する職員の割合が、女性職員において高い状況となっている。昇任したくない理由については、「自分の能力に自信がないから」に次いで「家庭生活との両立ができなくなるため」が多くなっており、計画的なキャリア形成支援とともに、仕事と家庭の両立ができる働き方や勤務環境の整備が求められる。両立支援に関する各種休暇制度については、広く職員全体で制度の趣旨を正しく理解するとともに、所属長が積極的に取得を促すなど、休暇を利用しやすい環境づくりが望まれる。

#### (4) 能力・実績に基づく人事管理

本市において、人事評価制度は、人材育成に加え、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用されている。

人事評価により職員個々の能力や実績を公正・的確に把握し、人事管理の基礎とすることは、適材適所の人事配置や勤務成績に応じた給与等の処遇に資することになり、職員の意欲を高め公務能率の向上につながるものである。

そのため、人事評価実施時には、評価者は被評価者の業務遂行状況を的確に把握し、丁寧な面談の実施により双方の認識の共有を図り、評価に対する

納得感を深めることが肝要である。

任命権者においては、今後も研修等を通じ適正な制度運用を行うとともに、人材育成への活用に向けた取組を継続されたい。

## (5) 障がい者の活躍推進

本委員会が実施する障がい者を対象とした採用選考試験については、令和元年度から身体障がいのある方に加え、知的障がいや精神障がいのある方も対象として実施しているところである。

また、本年6月1日現在における障がい者の雇用については、市が2.62%、市教育委員会が2.50%と、それぞれ法定雇用率を達成した。引き続き、率先して障がい者の雇用に努めるとともに、任命権者それぞれで策定した「障がい者活躍推進計画」に掲げた内容を着実に実施し、障がいのある職員が自身の有する能力を有効に発揮できるよう、雇用の質の向上のための取組を推進することが求められる。

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

### (1) 仕事と家庭の両立

職員が能力を十分に発揮するためには、仕事と生活の調和がとれた働き方が重要であり、本市はこれまでも育児・介護と仕事の両立支援に取り組んできたところである。

昨年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路<sup>あいろ</sup>の打破に強力に取り組むこととされており、各種取組が進められている。本市においても職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することは、より重要性を増しているものと思われる。

### ア 男性職員の育児休業等取得の推進

行動計画において、男性職員の育児休業及び子育て目的の特別休暇（配偶者出産休暇及び育児参加休暇）（注）については、制度の周知、職場の理解・

支援等に取り組んでおり、昨年度の育児休業取得率は 22.0%と目標の 13%を大きく上回った。一方、子育て目的の特別休暇（計 7 日）全ての取得率は 66.7%で、目標の 75.0%には至らなかった。

国の第 5 次男女共同参画基本計画において、地方公務員の成果目標が設定されたことに伴い、男性の育児休業取得率を令和 7 年度までに段階的に 30%とする行動計画の改訂が本年 4 月に行われたが、国家公務員の男性の育児休業等取得率向上の取組などの事例を参考に、今後も目標達成に向けた取組の推進に努められたい。

（注）男性職員の子育て目的の特別休暇：配偶者出産休暇 2 日，育児参加休暇 5 日

## イ 不妊治療のための休暇制度の導入

国においては不妊治療を受けやすい職場環境の整備を社会全体の要請と捉え、国家公務員の不妊治療のための休暇を新たに設けることとしている。

本市においても他都市の動向も踏まえ、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図るとともに、休暇制度の導入に向け、支援のあり方を速やかに検討すべきである。

## (2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランス、士気の確保、公務能率の向上等の観点から、重要な課題である。

## ア 時間外勤務の縮減

本市では、従前から時間外勤務縮減のため、事前命令や定時退庁推進日の徹底、時差勤務の活用、時間外勤務命令の上限規制などに取り組んでおり、全部局の職員の 1 人当たり月平均超過勤務時間は減少傾向にある。しかし昨年度は、月 80 時間以上の時間外勤務を行っている職員数が大幅に増加した。

新型コロナウイルス感染症への対応業務を重要課題として組織横断的に取り組んでいる中で、一部の部署又は職員に過度な負担を強いることのないよう、人員配置や業務分担の見直しなどを通じて時間外勤務を必要最小限のも

のとするとともに、職員の健康管理にも十分配慮する必要がある。

また、RPA（注）については、令和元年度の実証実験を経て、昨年度には納税課をはじめとする5課で導入し、作業時間の削減につながったほか、保育課においては今年度から保育園の入園調整作業にAIを活用している。今後もICTを活用することで、時間外勤務の縮減につなげていくことは重要である。

（注） ロボティック・プロセス・オートメーション（ソフトウェアロボットによる業務の自動化）

## イ 学校における働き方改革

学校における働き方改革については、第2次多忙化解消行動計画における取組の結果、時間外在校等時間は着実に減少傾向にあるが、一方で、教諭の1月当たり平均時間外在校等時間は30時間を超えており、年間の時間外在校等時間を360時間以内にするという指標を下回るのは依然として難しい状況にある。これを踏まえ、本年3月に第3次多忙化解消行動計画を策定し、中学校学年担任制（注）の推進、校務支援システム導入による事務の効率化、教育委員会主催研修のオンライン化の推進などの新たな取組が進められている。

本市においては、国の動向も踏まえつつ、学校と教育委員会、保護者・地域が一体となり、学校における働き方改革に向け、引き続き実効性のある取組が行われることを望む。

（注） 複数の教員が学年全体を担当する仕組

## ウ 勤務時間の状況の適正把握

職員の長時間労働を是正し、健康を確保していくためには、職員の勤務時間の状況を適正に把握し、管理していくことが重要であり、本委員会は労働基準監督機関として事業場調査を実施し、必要な指導を行っているところである。

国家公務員においては、「令和3年度における人事管理運営方針」により、職員の勤務時間の状況を客観的に把握するとともに、早期に勤務時間管理の

システム化を進めることとしており、本市においても近く総務事務システムが導入予定であることから、これを活用し、適切な勤務時間の管理に努められたい。

### (3) 柔軟な働き方の推進

近年では、働き方改革の一環として、働く時間や場所を選択できる柔軟な働き方に対する関心が高まっており、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも有効な働き方であるとして、民間企業をはじめ、国や地方公共団体においてもテレワークが広がりを見せている。

テレワークや時差勤務等の柔軟な働き方は、育児や介護を行う職員や障がいのある職員はもとより、多くの職員が職務に対して高い意欲を保持し、その能力を十分に発揮できるようになることから、公務能率の向上に資するものである。

本市においては、テレワークの推進に向け、令和4年度の運用開始を目指し、約2割の職員が自宅等から庁内ネットワークへのアクセスを可能とする環境整備が進められているところである。

任命権者においては、テレワークを行う職員の勤務時間管理の在り方や作業環境の整備などの課題について、引き続き検討していく必要がある。

### (4) メンタルヘルス対策

職員が能力を発揮し業務を遂行するためには、心身の健康保持が重要であり、任命権者においては、こころの健康相談窓口を設け、臨床心理士等が電話や面接等による相談を実施することでメンタルヘルス不調の予防を図っているほか、療養中の職員に対しては、リワーク研修センターの利用を通じ職場復帰を支援している。

メンタルヘルスについては、一朝一夕に問題を解決することは困難であるため、引き続き予防や再発防止に向けた取組を行うとともに、ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善等、組織全体の対策を進めていくことが重要である。

また、国では今年度、全国の自治体を対象に、心の不調で昨年度中に1週間以上の病気休暇等を取得した職員について調査を実施し、効果的な対策を取りまとめることとしていることから、国の動向を注視されたい。

### (5) ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力の発揮や心身の健康を害するのみならず、職場環境を悪化させ、組織の円滑な運営を妨げるものである。

本市では、ハラスメント相談員による苦情相談や所属長及び職員への研修を実施してきたところであるが、全職員が日ごろからハラスメントを許さないという意識を持ち、確実に防止していくことが求められる。

職員においては、研修等を通じてハラスメントに関する理解を深め、日々の何気ない言動がハラスメントに当たる可能性があることを認識し、任命権者においては、職員が安心して相談できる体制を整え、相談に対し迅速かつ適切に対応することで、良好な勤務環境を確立することを望む。

## 3 高齢期の雇用の在り方

少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続くことにより、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことは社会全体の課題であり、公務においても質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験が不可欠となっている。

本年6月に、定年を65歳へ段階的に引き上げる改正地方公務員法が成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

任命権者においては、国家公務員の定年を基準として定年を条例で定めることや、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入など国家公務員と同様の措置を講ずるほか、60歳を超える職員の職務内容や人事管理の在り方、定年引上げに伴う中長期的観点からの定員管理の在り方などを早急に検討する必要がある。

本委員会としては、職員に対する周知など、任命権者が事前の準備を行う

期間が必要であることを踏まえ、60歳を超える職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年の引上げが円滑に行われるよう、人事委員会規則の整備等、必要な準備を進めていくこととする。

#### 4 会計年度任用職員の適正な任用・勤務条件の確保

会計年度任用職員は、多様な部署で幅広く採用されており、常勤職員とともに公務運営に重要な役割を果たしている。

任命権者においては、会計年度任用職員が高い意欲を持ち、その能力を十分に発揮できるよう、制度の趣旨に沿った適正な任用及び勤務条件等が確保されるよう引き続き努められたい。

#### 5 公務員倫理の確保

本委員会では、これまでも公務員倫理の確保について繰り返して述べてきたところであるが、昨年度は入札談合事件による免職処分を含め、前年度の2倍に及ぶ懲戒処分事案が発生し、非常に憂慮すべき事態となっている。

職員にあっては、自らが全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、一つの非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを常に意識して、日々の職務に取り組んでいかなければならない。

任命権者においては、コンプライアンスに関する意識の啓発や内部統制制度の活用に取り組んできたところであるが、こうした取組を引き続き行うとともに、不祥事は絶対に起こさせないという意識を強くもち、今後もあらゆる機会を通じ職員の倫理意識の向上に努め、厳正な服務規律の確保を図られたい。

また、職務の適正な執行と公務に対する信頼確保のためにも、退職管理の適正確保は重要である。任命権者においては、元職員による働きかけ行為等の本委員会への届出義務を含めた制度周知を図り、引き続き退職管理の適正化に努める必要がある。

なお、昨年12月には、過去に懲戒免職処分を受けて退職した元職員の裁判

において、懲戒免職処分は適法とされた一方、退職手当を全部不支給とした処分については、任命権者による裁量権の範囲を超えるものであるとする判決があり、その後に確定したところである。懲戒処分や退職手当支給制限は任命権者の裁量に委ねられているだけに、任命権者にあってはより一層、公正かつ慎重な判断がなされることを望む。

## 給与勧告の骨子

## ○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

## 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円(0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

## 2 給与改定の内容と考え方

&lt;月例給&gt;

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

&lt;ボーナス&gt;

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

### 3 その他の取組

#### (1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

#### (2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

#### (3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

### 4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

### 1 人材の確保及び育成

#### 【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

#### 【対応】

##### (1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

##### (2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

##### (3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

##### (4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

##### (5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

### 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

#### 【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路<sup>あいろ</sup>の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

#### 【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

### 3 良好な勤務環境の整備

#### 【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

##### (3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

##### (4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

#### 【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員的能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

#### 【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

## 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

### 1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

### 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

#### (1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

#### (2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止  
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

### 3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

## 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）を改正することを勧告する。

### 1 新潟市給与条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和 3 年 12 月期の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.125 月分（再任用職員にあつては、0.625 月分）とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 0.925 月分（再任用職員にあつては、0.525 月分）とすること。

(2) 令和 4 年 6 月期以降の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2 月分（再任用職員にあつては、0.675 月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.0 月分（再任用職員にあつては、0.575 月分）とすること。

### 2 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和 3 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.575 月分とすること。

(2) 令和 4 年 6 月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

### **3 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正**

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

### **4 改定の実施時期**

この改定は、この勧告を実現するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については令和4年4月1日から実施すること。

# 資料編

# 資料編目次

## 第1 職員給与

令和3年職員給与実態調査の概要	資- 1
第1表 職員給与実態調査結果総括表	資- 2
第2表 各種手当の支給状況	資- 3
第3表 扶養親族数別人員	資- 5
第4表 住居手当の支給状況	資- 5
第5表 通勤手当の支給状況	資- 5
第6表 俸給表別, 級別, 号俸別人員	資- 6
第7表 俸給表別, 級別, 年齢別人員	資- 24
第8表 過去の職員給与実態調査の概要	資- 29
第9表 再任用職員の俸給表別, 級別人員	資- 31

## 第2 民間給与等

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	資- 32
第10表 産業別, 企業規模別調査事業所数	資- 33
第11表 調査事業所における企業規模及び本・支店別構成	資- 34
第12表 企業規模別, 職種別, 学歴別給与額等	資- 35
第13表 民間における職種別, 学歴別初任給	資- 44
第14表 民間における初任給の改定状況	資- 44
第15表 民間における家族手当の支給状況	資- 45
第16表 民間における在宅勤務手当の支給状況	資- 45
第17表 民間における特別給の支給状況	資- 46
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資- 46

## 第3 月例給の比較方法

ラスパイレス方式による比較方法	資- 47
第19表 比較における役職段階の対応関係	資- 48
第20表 公民比較における比較給与の種目	資- 48

## 第4 生計費・労働経済指標

令和3年4月の標準生計費算定方法	資- 49
第21表 新潟市における費目別, 世帯人員別標準生計費	資- 49
第22表 労働経済指標	資- 50

# 第 1 職員給与

## 令和 3 年職員給与実態調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象者

本市の一般職の職員で、令和 3 年 4 月 1 日に在籍する者を対象とした。

ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| ① 技能労務職員   | ⑥ 4 月現在休職中の職員          |
| ② 企業職員     | ⑦ 4 月現在育児休業中の職員        |
| ③ 臨時的任用職員  | ⑧ 4 月現在育児短時間勤務の職員      |
| ④ 任期付職員    | ⑨ 4 月現在在籍専従の許可を受けている職員 |
| ⑤ 会計年度任用職員 | ⑩ 4 月現在財団等に派遣されている職員   |
|            | ⑪ 4 月現在停職、減給中の職員       |

### 3 分類

集計にあたっては、上記対象職員を俸給表の種類により以下のとおり分類した。

俸給表	適用職員
一般俸給表	他の俸給表の適用を受けないすべての職員
医療職俸給表(1)	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職俸給表(2)	保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士
医療職俸給表(3)	保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師
消防職俸給表	消防吏員（消防長を除く）
福祉職俸給表	児童福祉施設、老人福祉施設、知的障害者援護施設等に勤務し、入所者の指導、保育・介護等の業務に従事する職員又は児童の一時保護の業務に従事する職員
教育職俸給表(1)	高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手
新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(一)	新潟市教育職員給与条例第 35 条の規定に基づき、新潟県の「市町村立学校職員の給与に関する条例」に規定する教育職給料表(一)が適用される職員（市立高等学校及び中等教育学校に勤務する校長、教諭等）
教育職俸給表(2)	幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭

### 4 集計

この調査にあたっては、総務部職員課、教育委員会事務局教育職員課の協力を得た。

第1表

職員給与と実態調査結果総括表

区分	職員数	性別		学歴別				平均 経験 年数	平均 年齢	俸給		手当					合計	
		男	女	大学	短大	高校	中学			俸給 月額	調整 額	計	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	管理職 手当		その他
適用俸給表	人	人	人	人	人	人	人	歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
一般	3,127	1,990	1,137	2,293	253	580	1	20.3	42.5	326,278	857	327,135	9,014	10,430	6,131	6,952	29	359,691
医療職(1)	6	4	2	6	0	0	0	33.0	56.0	526,717	0	526,717	21,500	99,696	0	74,883	226,517	949,313
医療職(2)	92	27	65	67	25	0	0	19.7	42.9	331,974	2,935	334,909	6,815	10,337	5,190	2,845	3,408	363,504
医療職(3)	164	5	159	143	17	4	0	20.6	43.2	338,401	0	338,401	4,546	10,355	4,302	2,219	0	359,822
消防職	911	895	16	320	29	562	0	18.5	39.0	319,667	0	319,667	14,436	10,143	6,954	2,303	0	353,503
福祉職	610	51	559	215	382	13	0	14.6	36.1	289,615	422	290,037	4,108	8,824	6,298	0	0	309,267
教育職(1)	206	91	115	199	7	0	0	21.8	44.7	369,932	19,966	389,898	7,393	12,029	5,092	3,627	7,609	425,648
新潟県教育職員の例により 適用される教育職給料表(一)	54	33	21	54	0	0	0	27.5	50.7	408,463	16,007	424,470	11,343	6,535	6,500	985	9,203	459,036
教育職(2)	3,365	1,470	1,895	3,203	160	2	0	22.9	45.8	368,399	14,072	382,471	7,541	11,872	4,273	5,815	6,055	418,027
計	8,535	4,566	3,969	6,500	873	1,161	1	20.8	43.1	341,568	6,507	348,075	8,536	10,927	5,426	5,305	2,836	381,105

(参考)

技能労務職	471	302	169	28	54	384	5	31.7	51.9	341,676	51	341,727	9,330	10,531	1,606	0	0	363,194
企業(市民病院)	989	308	681	567	409	13	0	15.2	37.9	316,868	0	316,868	6,517	18,420	9,439	5,631	31,870	388,745
企業(水道)	304	283	21	151	20	132	1	22.0	43.3	326,457	0	326,457	10,871	10,441	5,168	4,969	151	358,057

- (注) 1 教育職俸給表の俸給月額には、3級の職員に支給される「3級に加える額」を含む。俸給の調整額には、教職調整額を含む。  
 2 その他の手当は、初任給調整手当、単身赴任手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当である。  
 3 新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(一)とは、新潟市教育職員給与条例第35条の規定に基づき、新潟県の「市町村立学校職員の給与に関する条例」に規定する教育職給料表(一)が適用される職員。  
 4 再任用職員は含まれていない。(以下第8表まで同じ。)

第2表

## 各種手当の支給状況

区分	初任給調整手当			扶養手当			通勤手当			地域手当		
	受給職員数	受給職員1人当たり平均手当額	全職員1人当たり平均手当額	受給職員数	受給職員1人当たり平均手当額	全職員1人当たり平均手当額	受給職員数	受給職員1人当たり平均手当額	全職員1人当たり平均手当額	受給職員数	受給職員1人当たり平均手当額	全職員1人当たり平均手当額
適用俸給表	人	円	円	人	円	円	人	円	円	人	円	円
一般	-	-	-	1,355	20,803	9,014	2,802	8,658	7,758	3,127	10,430	10,430
医療職(1)	6	226,517	226,517	4	32,250	21,500	5	3,900	3,250	6	99,696	99,696
医療職(2)	14	22,393	3,408	30	20,900	6,815	87	7,765	7,343	92	10,337	10,337
医療職(3)	-	-	-	36	20,708	4,546	150	7,594	6,946	164	10,355	10,355
消防職	-	-	-	611	21,525	14,436	877	4,356	4,193	911	10,143	10,143
福祉職	-	-	-	125	20,048	4,108	566	5,348	4,962	610	8,824	8,824
教育職(1)	-	-	-	72	21,153	7,393	192	6,819	6,355	206	12,029	12,029
新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(-)	-	-	-	28	21,875	11,343	54	9,610	9,610	54	6,535	6,535
教育職(2)	-	-	-	1,228	20,664	7,541	3,240	6,253	6,020	3,365	11,872	11,872
計	20	83,630	196	3,489	20,882	8,536	7,973	6,902	6,447	8,535	10,927	10,927

(参考)

技能労務職	-	-	-	238	18,487	9,330	442	5,382	5,171	471	10,531	10,531
企業(市民病院)	119	264,871	31,870	302	21,343	6,517	887	5,289	4,923	989	18,420	18,420
企業(水道)	-	-	-	159	20,784	10,871	291	8,084	8,084	304	10,441	10,441

区分	住居手当			単身赴任手当			管理職手当		
	受給職員数	受給職員1人当たり平均手当額 円	全職員1人当たり平均手当額 円	受給職員数	受給職員1人当たり平均手当額 円	全職員1人当たり平均手当額 円	受給職員数	受給職員1人当たり平均手当額 円	全職員1人当たり平均手当額 円
適用俸給表	人	円	円	人	円	円	人	円	円
一般	749	25,595	6,131	2	46,000	29	336	64,702	6,952
医療職(1)	-	-	-	-	-	-	5	89,860	74,883
医療職(2)	19	25,132	5,190	-	-	-	4	65,425	2,845
医療職(3)	27	26,130	4,302	-	-	-	6	60,650	2,219
消防職	248	25,544	6,954	-	-	-	32	65,553	2,303
福祉職	156	24,627	6,298	-	-	-	-	-	-
教育職(1)	41	25,583	5,092	-	-	-	13	57,477	3,627
新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(-)	13	27,000	6,500	-	-	-	1	53,200	985
教育職(2)	572	25,137	4,273	4	34,000	40	343	57,047	5,815
計	1,825	25,375	5,426	6	38,000	27	740	61,189	5,305

(参考)

技能労務職	30	25,157	1,606	-	-	-	-	-	-
企業(市民病院)	362	25,787	9,439	-	-	-	72	77,353	5,631
企業(水道)	64	24,550	5,168	1	46,000	151	21	71,938	4,969

第3表

## 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち		
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	1,181	306	790	85
2人	1,416	359	1,371	66
3人	710	420	705	38
4人	162	121	162	18
5人以上	20	15	20	12
計	3,489	1,221	3,048	219

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第4表

## 住居手当の支給状況

区分	受給者	手当月額			受給職員 1人当たり 平均手当月額
		11,000円未満	11,000円以上 28,000円未満	28,000円	
計	1,825	7	1,142	676	25,375

第5表

## 通勤手当の支給状況

区分		職員数	受給職員 1人当たり 平均手当月額
受給者		7,973	6,902
交通機関のみ を利用する者	最高支給限度額未満	1,174	11,322
	最高支給限度額	0	
	小計	1,174	
交通用具（自動車等）のみを使用する者		6,677	5,941
交通機関と 交通用具を 併用する者	最高支給限度額未満	122	16,932
	最高支給限度額	0	
	小計	122	

(注) 最高支給限度額は55,000円である。

第6表

俸給表別、級別、号俸別人員

1 一般俸給表 (俸給表の適用を受けないすべての職員に適用)

級 号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級	
	俸給月額	人員																
1	145,900		195,500		231,500		264,200		289,700		319,100		362,600		407,400		458,600	
2	147,000		197,300		233,100		266,000		291,900		321,300		365,200		409,800		461,600	
3	148,200		199,100		234,700		267,800		294,000		323,600		367,600		412,300		464,700	
4	149,300		200,900		236,300		269,900		296,100		325,800		370,200		414,700		467,700	
5	150,400		202,400		237,700		271,700		297,900		327,900		372,200		416,700		470,500	
6	151,500		204,200		239,400		273,600		300,000		329,900		374,700		419,000		473,400	
7	152,700		206,000		241,000		275,300		302,100		332,100		377,100		421,200		476,400	
8	153,800		207,800		242,600		277,300		304,100		334,200		379,600		423,500		479,500	
9	154,900	4	209,400		243,700		279,300		306,000		336,200		381,700		425,500		482,400	
10	156,200		211,200		245,200		281,400		308,300		338,300		384,400		427,700	1	485,300	
11	157,500		213,000		246,800		283,200		310,500		340,400		386,900		429,900		488,300	
12	158,800	3	214,800		248,100		285,100		312,800		342,600		389,600		432,100		491,300	
13	160,000		216,200	2	249,600		287,000		314,700		344,200		392,000		434,000		493,900	1
14	161,500		218,000	58	251,000		288,900		316,900		346,300		394,300		436,000		496,200	2
15	163,000		219,700	2	252,300		290,900		319,100		348,200		396,500		437,900		498,400	2
16	164,600	5	221,500	24	253,700		292,600		321,200		350,300		398,900		439,900		500,600	
17	165,800		223,200	1	255,200	5	294,500		323,100		352,000		400,700		441,800		502,800	
18	167,300	3	224,900	43	256,700	30	296,500	2	325,100		354,000		402,800		443,500		504,200	
19	168,800		226,600	5	258,400	4	298,600		327,100		356,000		404,600		445,300		505,500	
20	170,300	7	228,200	24	260,200	20	300,600	1	329,100		357,800		406,700		447,000		506,800	
21	171,600	1	229,500	6	261,700	7	302,400		330,700		359,600		408,500		448,600		507,900	
22	174,300	8	231,200	17	263,400	36	304,500		332,800		361,400		410,300		450,000	3	509,300	
23	176,900		232,900	4	264,900	8	306,500	1	334,800		363,400		412,300		451,500		510,600	
24	179,500	8	234,500	24	266,600	16	308,600	2	336,900		365,400		414,200		452,900	1	511,900	
25	182,100	3	235,500	1	268,500	12	310,300	2	338,300		367,300		416,100		454,400	2	513,000	
26	183,800	5	237,000	30	270,200	33	312,400	1	340,300		369,300		417,700		455,700	1	514,200	
27	185,500		238,400	4	272,000	9	314,300	1	342,200		371,200		419,200		457,100	2	515,300	
28	187,200	6	239,600	26	273,600	28	316,400	2	344,200		373,200		420,800		458,300	3	516,500	
29	188,700	20	240,800	10	275,400	9	318,000		345,800		374,800		422,400		459,200	2	517,400	
30	190,400	10	242,000	34	277,000	37	320,000	2	347,600		376,600	1	423,600		459,900	1	518,300	
31	192,200		243,000	7	278,800	14	322,100	1	349,500		378,300		424,900		460,700	1	519,000	
32	193,900	34	244,200	32	280,400	17	324,100	3	351,400		380,100		426,200	1	461,400	2	519,900	
33	195,500	1	245,500		281,800	23	325,600	1	353,100		381,600		427,300	5	461,900	1	520,600	
34	196,900	10	246,500	5	283,700	28	327,600		354,900		383,200		428,400	11	462,700	2	521,500	
35	198,400		247,700		285,600	14	329,600	1	356,600		384,700		429,700	12	463,200	4	522,300	
36	199,900	35	249,000		287,400	19	331,700	3	358,300		386,400		430,900	8	463,900	8	523,200	
37	201,200	6	249,800		288,900	8	333,200	3	359,800		388,000		432,200	3	464,500	1	524,100	
38	202,500	19	251,200		290,600	19	335,200	20	361,100		389,200		433,000	2	465,200	2	525,000	
39	203,700	2	252,300		292,400	10	337,200	10	362,400		390,300		433,800	2	465,600		525,900	
40	205,000	27	253,700	2	294,200	18	339,100	20	363,900		391,500		434,700	2	466,100	1	526,700	
41	206,300	3	255,100		295,700	3	340,900	14	365,200		392,600		435,100	5	466,800		527,600	
42	207,600	47	256,400		297,400	23	342,800	17	366,200	1	393,800	1	435,900		467,200			
43	208,900	1	257,600	1	298,900	2	344,600	8	367,400		394,800		436,600	2	467,700			
44	210,200	21	258,800		300,500	11	346,500	15	368,600		395,900	1	437,300	1	468,200			
45	211,300	3	260,000		302,000	4	347,900	13	369,400		396,800		437,900	2	468,700			
46	212,600	1	261,200		303,700	17	349,500	23	370,300		397,300		438,700		468,700			
47	213,900	1	262,500		305,300	10	351,000	8	371,100		398,000		439,300					
48	215,200		263,600		307,000	6	352,500	26	372,000		398,600		440,000					
49	216,300		264,700		308,100	12	354,000	10	373,000		399,300	1	440,500					
50	217,400	1	265,800	1	309,600	15	355,100	24	373,800	1	399,900	5	441,200					
51	218,400		267,100		311,200	4	356,200	20	374,600	1	400,500	10	441,600					
52	219,500	1	268,400		312,800	15	357,300	23	375,300	1	401,100	19	442,200					
53	220,600	1	269,300		314,100	2	358,200	10	376,100	3	401,700	10	442,600					
54	221,600		270,500		315,700	1	359,300	32	376,700	3	402,400	7	443,200					
55	222,500		271,800		317,300		360,200	15	377,400		403,100	1	443,800					
56	223,500		273,100		318,800	3	361,200	37	378,100	1	403,700	4	444,400					
57	223,800	3	274,000		320,300	4	362,100	20	378,700	6	404,100	10	444,800					
58	224,600	1	275,000		321,500	1	362,800	44	379,200	10	404,800	6	445,200					
59	225,400	1	275,900		322,700		363,500	21	379,700	3	405,400	9	445,700					
60	226,100		277,000		323,800		364,200	41	380,400	21	406,000	5	446,200					
61	226,800		278,000		324,600	1	364,700	20	380,700	10	406,400	2	446,700					
62	227,800		279,000		325,600		365,300	29	381,400	18	406,900	7						
63	228,600		279,900		326,400		365,900	19	382,100	4	407,500	4						
64	229,400	2	280,900		327,400		366,600	38	382,700	15	408,100	3						
65	230,100		281,500		328,100		367,000	19	383,000	9	408,400	4						
66	230,800		282,400		328,800		367,600	21	383,700	21	408,800	5						
67	231,700		283,300		329,600		368,200	22	384,200	7	409,200	1						
68	232,700		284,200		330,400		368,900	20	384,800	12	409,600	3						
69	233,300		284,800		331,100		369,300	17	385,200	9	410,000	3						
70	234,000		285,600		331,800		370,000	21	385,800	15	410,300	6						
71	234,500		286,400		332,400		370,500	12	386,300	3	410,600	5						
72	235,200		287,200		333,100		371,100	20	386,900	4	411,100	2						
73	236,000		288,000		333,600		371,500	13	387,200	10	411,500	4						
74	236,600		288,500		334,200		372,200	17	387,800	10	411,900	1						
75	237,200		289,000		334,700		372,700	13	388,300	23	412,400							
76	237,700		289,400		335,300		373,300	13	388,800	13	412,800	1						
77	238,400		289,600		335,600		373,600	13	389,000	26	413,100	7						

級 号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級			
	俸給月額	人員																		
82	241,500		291,100		337,700		376,300	12	390,600	12										
83	242,200		291,500		338,100		376,800	19	391,000	16										
84	242,900		291,900		338,600		377,100	10	391,300	5										
85	243,500		292,100		339,000		377,500	20	391,500	19										
86	244,200		292,500		339,500		377,800	2	391,800	6										
87	244,900		292,800		340,000		378,200	11	392,100	21										
88	245,600		293,200		340,400		378,600	11	392,400	19										
89	246,100		293,500		340,700		379,100	13	392,600	20										
90	246,600		293,900		341,200		379,400	8	392,900	13										
91	246,900		294,100		341,500		379,700	10	393,200	4										
92	247,300		294,500		341,900		380,000	6	393,500	9										
93	247,500		294,700		342,100		380,200	4	393,700	84										
94			295,000		342,600		380,500	8												
95			295,300		343,000		380,800	17												
96			295,700		343,500		381,100	26												
97			295,900		343,700		381,300	10												
98			296,200		344,100		381,600	12												
99			296,400		344,600		381,900	7												
100			296,800		345,100		382,200	4												
101			297,000		345,300		382,400	20												
102			297,400		345,700															
103			297,800		345,900															
104			298,100		346,300															
105			298,300		346,700															
106			298,600		347,100															
107			298,800		347,500															
108			299,200		347,900															
109			299,400		348,300															
110			299,800		348,700															
111			300,000		349,100															
112			300,400		349,500															
113			300,600		349,900															
114			301,000																	
115			301,300																	
116			301,700																	
117			301,900																	
118			302,200																	
119			302,400																	
120			302,700																	
121			303,000																	
122			303,200																	
123			303,500																	
124			303,800																	
125			304,100																	
																			合計	
人員計	307	人	363	人	559	人	1,113	人	546	人	147	人	57	人	30	人	5	人	3,127	人
級別人員比率	9.8	%	11.6	%	17.9	%	35.6	%	17.5	%	4.7	%	1.8	%	0.9	%	0.2	%	100.0	%
俸給の平均	197,557	円	231,807	円	282,350	円	364,112	円	388,310	円	405,271	円	430,942	円	458,237	円	496,620	円	326,278	円

(注) 該当人員0の号俸は空欄とした。(以下第6表の各表について同じ。)

2 医療職俸給表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号俸	1級		2級		3級		4級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
1	249,700		335,000		399,000		471,700	
2	252,200		338,000		401,900		474,000	
3	254,700		340,900		404,500		476,200	
4	257,200		343,800		407,200		478,500	
5	259,500		346,500		409,800		480,700	
6	263,300		349,700		412,200		482,900	
7	267,100		352,800		414,900		485,100	
8	270,900		356,000		417,500		487,300	
9	274,500		358,700		419,600		489,400	
10	278,500		361,400		422,300		491,500	
11	282,500		364,500		424,900		493,600	
12	286,500		367,700		427,600		495,700	
13	290,300		370,600		429,900		497,800	
14	294,300		374,100		432,400		499,900	
15	298,200		377,200		434,900		502,000	
16	302,200		380,900		437,400		504,100	
17	305,900		384,300		439,300		506,100	
18	309,500		387,000		441,700		508,100	
19	313,000		389,500		444,000		510,000	
20	316,600		392,100		446,400		512,000	
21	320,100		394,900		448,100		513,700	
22	323,800		397,200		450,500		515,600	
23	327,300		399,700		452,800		517,500	
24	330,600		402,100		455,200		519,400	
25	334,100		404,100		457,200		521,100	
26	336,800		406,400		459,500		522,800	
27	339,400		408,600		461,700		524,600	
28	342,100		410,900		464,000		526,400	
29	344,800		413,100		466,100		528,100	
30	346,700		415,200		468,400		529,900	
31	348,900		417,200		470,700		531,700	
32	351,300		419,300		473,000		533,500	
33	353,400		421,200		474,900		535,200	
34	355,800		423,100		477,000		537,000	
35	357,900		424,900		479,100		538,800	
36	360,300		426,900		481,200		540,600	
37	362,400		428,700		483,300		542,200	
38	364,800		430,700		485,100		543,800	
39	367,000		432,600		486,900		545,400	
40	369,100		434,600		488,700		547,000	
41	371,300		436,400		490,300		548,500	
42	372,600		438,200		492,100		549,900	
43	374,000		439,900		493,800		551,300	
44	375,200		441,700		495,600		552,700	
45	376,500		443,500		497,100		553,800	
46	377,900		445,300		498,900		554,800	
47	379,400		447,100		500,700		555,800	
48	380,900		448,900		502,500		556,800	
49	382,000		450,600		504,000		557,800	
50	383,000		452,400		505,300		558,700	
51	383,900		454,200		506,600		559,600	
52	384,800		456,000		507,900		560,500	
53	385,600		457,900		509,000		561,300	
54	386,500		459,100		510,300		562,200	1
55	387,200		460,300		511,600		563,100	
56	388,100		461,500		512,900		564,000	
57	388,800		462,600		514,100		564,800	
58	389,700		463,600		515,000	1	565,700	
59	390,500		464,500		515,900		566,600	
60	391,400		465,500		516,800		567,500	
61	391,900		466,300		517,600		568,400	
62	392,400		467,000		518,500		569,300	
63	392,900		467,700		519,400		570,200	
64	393,400		468,400		520,300		571,100	
65	393,600		469,000		521,100		572,000	
66			469,700		522,000			
67			470,400		522,900			
68			471,100		523,800			
69			471,400		524,600			
70			472,100	1	525,500			
71			472,800		526,400			
72			473,500		527,300			
73			474,000		528,000			
74			474,700		528,900	1		
75			475,400		529,700			
76			476,100		530,600			
77			476,500		531,300			
78			477,100		532,200			
79			477,700		533,000			
80			478,300		533,900			
81			478,800		534,600			
82			479,400		535,500			
83			480,000		536,400			
84			480,600		537,300			
85			481,000		538,000			
86			481,600		538,900			
87			482,200		539,800			

級 号	1級		2級		3級		4級		合計
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	
88			482,800		540,700				
89			483,200		541,500	2			
90			483,800						
91			484,400						
92			485,000						
93			485,400						
94			486,000						
95			486,600						
96			487,200						
97			487,600						
人員計	0	人	1	人	4	人	1	人	6
級別人員 比率	0.0	%	16.7	%	66.6	%	16.7	%	100.0
俸給 の平均	—	円	472,100	円	531,500	円	562,200	円	526,717

3 医療職俸給表(2) (保健所, 学校等に勤務する薬剤師, 獣医師, 栄養士等に適用)

号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級	
	俸給月額	人員														
1	150,800		188,400		223,600		249,600		281,000		326,800		370,700		437,100	
2	152,200		190,000		225,200		250,900		282,900		328,800		373,400		439,600	
3	153,600		191,600		226,800		252,100		285,000		331,000		376,000		442,100	
4	155,000		193,200		228,400		253,500		287,000		333,100		378,700		444,700	
5	156,300		194,700		229,800		254,600		289,100		335,000		381,000		447,200	
6	158,100		196,200		231,400		255,800		291,200		337,200		383,700		449,800	
7	159,800		197,800		232,900		257,000		293,100		339,200		386,300		452,300	
8	161,500		199,400	1	234,500		258,100		295,100		341,400		389,000		454,800	
9	163,100		201,000		235,600		259,300		297,000		343,100		391,200		457,200	
10	164,800		202,600		237,100		260,200		299,100		345,300		393,600		459,700	
11	166,400		204,200		238,500		261,100		301,000		347,300		395,800		462,100	
12	168,200		205,900		239,800		262,200		302,900		349,500		398,300		464,500	
13	169,700		207,400		241,300		263,400		304,900		351,000		400,200		467,000	
14	171,600		209,000	1	242,700		264,700		306,900		353,000		402,300		468,500	
15	173,600		210,500		243,900		266,300		308,900		354,900		404,400		469,800	
16	175,500		212,100	1	245,300	1	267,800		311,000		356,800		406,600		471,200	
17	177,400		213,500		246,100		269,100		312,900		358,500		408,400		472,500	
18	179,200		215,100	1	247,300		270,800		314,900		360,500		410,400		473,800	
19	181,000		216,800		248,500		272,500		317,000		362,500		412,500		475,000	
20	182,900		218,500	2	249,700		274,300		319,000		364,600		414,500		476,200	
21	184,700		219,800		251,000		276,000		321,000		366,300		416,300		477,600	
22	186,200		221,300		251,900	1	277,700		322,900		368,400		417,700		478,900	
23	187,700		222,700		252,900		279,400	1	324,800		370,400		419,300		480,300	
24	189,200		224,200	1	254,000	1	281,000		326,800		372,500		420,900		481,600	
25	190,700		225,600		255,200		282,800		328,400		374,100		422,200		482,900	
26	192,100		227,000		256,500		284,500	2	330,400		375,900		423,400		484,200	
27	193,600		228,300		257,900		286,300		332,300		377,700		424,700		485,500	
28	195,100		229,600	1	259,400	3	288,000		334,300		379,500		426,000		486,800	
29	196,600		230,900		260,700	1	289,800		335,800		381,100		427,300		488,100	
30	197,800		232,300	1	262,300	1	291,500	1	337,500		382,800		428,600		489,200	
31	199,100		233,800		263,900		293,400	1	339,300		384,500		429,900		490,300	
32	200,400		235,200		265,400		295,200		341,100	2	386,300		431,000		491,500	
33	201,700		236,200		266,800		296,800		342,500	1	387,700		432,000		492,700	
34	203,100		237,500		268,500		298,600	1	344,400	1	388,800		433,300		493,600	
35	204,400		238,500		270,100		300,300	1	346,200	1	390,100		434,500		494,500	
36	205,800		239,700	2	271,700		302,100	1	348,100	1	391,400		435,700		495,500	
37	206,900		241,000		273,200		303,500		349,800		392,500		437,000	1	496,500	
38	208,200		242,300		274,700		305,100	3	351,400		393,500		437,800			
39	209,500		243,400		276,300		306,600		353,100	2	394,600		438,500			
40	210,800		244,700	1	277,700		308,200		354,800	1	395,800		439,300			
41	211,900		246,000		279,200		309,900		356,000		396,800		439,700			
42	213,100		247,000		280,800		311,600	2	357,300		397,500		440,300			
43	214,300		248,200		282,500		313,200		358,500		398,100		440,800			
44	215,500		249,300		284,200		314,900	1	359,800		398,900		441,400			
45	216,700		250,300		285,600		315,900		360,700		399,400		441,800			
46	217,800		251,700		287,300	1	317,400		361,900	1	400,000		442,200			
47	218,800		253,000		289,000		318,800	1	363,100		400,600		442,700			
48	219,900		254,300		290,600		320,400		364,300	1	401,200		443,200			
49	220,800		255,800		291,800		321,600		365,200	1	401,700		443,500			
50	221,800		257,200		293,400		322,800		366,100	2	402,200		443,900			
51	222,800		258,400		294,700		324,100		367,100		402,900	1	444,500			
52	223,800		259,600		296,300		325,400		368,100		403,500		445,000			
53	224,100		260,700		297,600		326,500	1	368,900	2	404,100		445,300			
54	224,900		262,000		299,000		327,400		369,700	1	404,700					
55	225,600		263,200		300,500		328,500		370,600	1	405,400					
56	226,400		264,300		302,000		329,600		371,500		406,000					
57	227,100		265,200		303,100		330,100		372,300	1	406,300					
58	228,000		266,400		304,300		331,100		372,900	1	406,800					
59	228,700		267,700		305,600		331,900		373,700	3	407,200					
60	229,400		269,000		307,000		332,900		374,400	2	407,600					
61	230,300		269,900		308,000		333,600		374,900	1	407,900					
62	231,000		271,100		309,200		334,300		375,600	1	408,200	1				
63	231,900		272,400		310,500		335,000		376,300		408,700	1				
64	232,900		273,700		311,800		335,700		376,900	1	409,200					
65	233,400		274,600		313,100		336,200		377,200	2	409,500					
66	234,200		275,600		313,900		336,700		377,900	1						
67	234,900		276,500		314,700		337,400		378,600							
68	235,600		277,600		315,500		338,100		379,200							
69	236,300		278,600		316,100		338,700		379,600							
70	236,900		279,600		316,900		339,300		380,100	1						
71	237,500		280,700		317,500		339,900		380,700							
72	238,000		281,800		318,300		340,500		381,200							
73	238,700		282,400		319,000		340,900		381,700							
74	239,400		283,100		319,600		341,300		382,200	1						
75	240,100		283,800		320,200		341,800		382,700							
76	240,600		284,500		320,800		342,400		383,300							
77	241,000		285,000		321,300		342,800		383,800	1						
78	241,600		285,600		321,700		343,300		384,300							
79	242,200		286,200		322,100		343,800		384,800							
80	242,800		286,800		322,600		344,200		385,300							
81	243,100		287,500		323,200		344,500		385,700	1						
82	243,500		288,000		323,700		344,900		386,200	1						
83	243,900		288,500		324,200		345,300		386,600	1						

級 号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		
	俸給月額	人員	俸給月額	人員													
84	244,200		289,000		324,700		345,600		387,100	3							
85	244,500		289,200		325,100		346,100		387,500	11							
86			289,400		325,400		346,400										
87			289,600		325,700		346,700										
88			289,900		326,100		347,000										
89			290,100		326,500		347,300										
90			290,400		326,800		347,600										
91			290,700		327,200		348,000										
92			291,000		327,500		348,400										
93			291,300		327,800		348,700										
94			291,500		328,100		349,100										
95			291,800		328,500		349,500										
96			292,100		328,900		349,800										
97			292,400		329,100		350,000										
98			292,700		329,400		350,400										
99			293,000		329,700		350,800										
100			293,300		330,000		351,200										
101			293,600		330,200		351,600										
102			293,800		330,500		352,000										
103			294,100		330,700		352,400										
104			294,400		331,000		352,800										
105			294,600		331,200		353,300										
106					331,600												
107					331,800												
108					332,100												
109					332,300												
110					332,700												
111					333,000												
112					333,300												
113					333,500												
																合計	
人員計	0	人	12	人	9	人	16	人	51	人	3	人	1	人	0	人	92
級別人員 比率	0.0	%	13.0	%	9.8	%	17.4	%	55.4	%	3.3	%	1.1	%	0.0	%	100.0
俸給 の平均	—	円	223,567	円	259,967	円	302,063	円	373,124	円	406,600	円	437,000	円	—	円	331,974

4 医療職俸給表(3) (保健所、学校等に勤務する保健師、看護師等に適用)

号俸	級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		俸給月額	人員												
1		165,000		192,400		240,200		262,700		287,100		329,900		373,700	
2		166,400		194,500		242,000		263,700		288,800		332,100		376,400	
3		167,900		196,600		243,800		264,600		290,400		334,100		379,000	
4		169,300		198,600		245,600		265,700		292,300		336,300		381,700	
5		170,800		200,700		247,000		266,200		293,900		338,200		383,900	
6		172,300		203,000		248,300		267,200		295,700		340,400		386,300	
7		173,800		205,300		249,400		268,000		297,400		342,400		388,700	
8		175,300		207,500		250,700		268,900		299,200		344,600		391,000	
9		176,600		209,800		251,700		270,000		300,900		346,100		393,000	
10		178,300		211,200		252,700		270,800		302,700		348,000		395,200	
11		179,900		212,600		253,600		271,900		304,400		349,900		397,600	
12		181,500		213,800		254,600		273,100		306,000		351,800		399,800	
13		182,900		215,200		255,700		274,300		307,600		353,700		402,000	
14		184,900		216,600		256,800		275,500		309,200		355,700		404,100	
15		186,900		218,100		257,600		276,700		311,000		357,800		406,300	
16		188,900		219,300		258,600		278,100		312,800		359,900		408,500	
17		191,000		220,700		259,100		279,100		314,200		361,800		410,500	
18		193,100		222,200	3	260,200	1	280,600		315,900		363,900		412,400	
19		195,200		223,700		261,200		281,600		317,600		365,900		414,600	
20		197,300		225,200		262,100	2	282,900	2	319,200		368,000		416,700	
21		199,300		226,400		262,700		284,400		320,700		369,900		418,400	
22		201,500		228,100	3	263,700	2	286,000		322,300		372,000		420,300	
23		203,700		229,800		264,600		287,300		323,700		374,100		422,100	
24		205,900		231,500		265,600	1	288,800	1	325,300		376,100		424,000	
25		207,800		232,700		266,700		289,900		326,600		377,900		425,800	
26		209,100		234,400	3	267,600	2	291,500		328,000		379,800		427,400	
27		210,300		236,100		268,800		293,200		329,600		381,800		429,100	
28		211,600		237,800	4	270,000		294,900	1	331,200	1	383,700		430,600	
29		212,800		239,400		271,200		296,100		332,300	1	385,400		431,700	
30		213,900		240,800	1	272,600		297,700		333,800	1	387,200		433,200	
31		215,200		242,100		274,100		299,400	1	335,300		389,000		434,800	
32		216,500		243,200	6	275,600	1	301,000		336,700	4	390,900		436,200	
33		217,700		244,500		277,000		302,200		338,100		392,600		437,900	
34		219,000		245,600	2	278,400	1	303,800	1	339,700		394,200		439,500	
35		220,300		246,400		279,600		305,300		341,300		396,000		441,000	
36		221,600		247,500	3	281,000		306,900	1	342,800	3	397,700		442,500	
37		222,700		248,400		282,400		308,200	1	344,400		399,400		443,800	
38		224,100		249,500		283,700		309,700	1	346,000	3	401,100		445,100	
39		225,400		250,400		285,100		311,100	2	347,500		402,800		446,400	
40		226,800		251,500	1	286,400		312,700	3	349,100	2	404,500		447,600	
41		227,700		251,900		287,800		314,000		350,400	1	406,000		448,700	
42		229,100		252,800		289,300		315,500		351,900	1	407,500		449,500	
43		230,500		253,700		290,800		317,000		353,400		409,100		450,300	
44		231,900		254,500		292,400		318,400		355,000	4	410,500		451,100	
45		233,100		255,200		293,500		319,400		356,300		411,800	4	451,800	
46		234,500		256,100	4	294,900		320,800		357,800	2	413,200	1	452,400	
47		235,800		257,000		296,400		322,200		359,300	1	414,800		453,100	
48		237,100		258,000		297,900		323,600		360,500	2	416,200		453,900	
49		238,100		259,100		299,000		324,600		361,800		417,800		454,700	
50		239,200		260,100		300,300		326,000		363,200	2	419,400		455,200	
51		240,200		261,200		301,500		327,200		364,600	2	420,900		455,800	
52		241,300		262,400		302,900		328,600		365,900		422,400		456,400	
53		242,200		263,500		304,100		330,000		367,400	1	423,600		457,100	
54		243,300		264,900		305,500		331,400		368,600		425,000		457,900	
55		244,300		266,300		306,900		332,700		369,700	2	426,300		458,700	
56		245,300		267,700		308,200		334,100		370,800	1	427,700		459,500	
57		245,900		269,000		309,100		335,000		372,000	5	428,800	1	460,400	
58		246,900		270,500		310,400		336,400		373,000		429,500			
59		247,600		271,900		311,700		337,600		374,000	2	430,200			
60		248,500		273,300		313,000		339,000		374,900	1	430,900			
61		249,200		274,700		313,900		340,100		375,600	3	431,400			
62		250,200		276,100		315,200		341,300		376,400	1	432,100			
63		251,000		277,500		316,500		342,600		377,100	1	432,800			
64		252,000		278,800		317,700		343,800		377,800		433,500			
65		252,900		280,200		319,000		344,800		378,500	2	434,000			
66		253,800		281,600		320,300		345,900		379,100	2	434,500			
67		254,900		283,100		321,600		347,100		379,900	2	434,900			
68		255,800		284,600		322,800		348,300		380,600	3	435,300			
69		256,500		285,500		323,600		349,300		381,300	1	435,700			
70		257,500		287,000		324,800		350,400		382,000	1				
71		258,400		288,500		325,900		351,300		382,700	1				
72		259,500		289,900		326,900		352,300		383,400	2				
73		260,800		290,900		328,100		353,100		383,900					
74		262,100		292,300		329,200		354,200		384,400	4				
75		263,200		293,500		330,400		355,200		384,900	3				
76		264,300		294,800		331,400		356,300		385,500					
77		265,300		296,100		332,400		357,100		385,900	1				
78		266,300		297,400		333,600		357,900		386,500					
79		267,500		298,700		334,800		358,700		387,000	2				
80		268,600		299,900		336,000		359,400		387,500	3				
81		269,500		300,500		337,000		359,900		387,700	2				
82		270,600		301,700		338,100		360,400		388,200	1				
83		271,600		302,900		339,100		361,000		388,700	2				
84		272,700		304,100		340,100		361,500		389,200	2				
85		273,300		304,900		340,900		362,200		389,500	2				
86		274,400		306,100		341,900		362,800		389,700	2				
87		275,400		307,300		342,900		363,300		390,000	1				
88		276,500		308,400		343,900		363,900		390,400					
89		277,300		309,700		344,900		364,200		390,600	3				

級 号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
90	278,300		310,900		345,600		364,600		391,000	2				
91	279,100		312,100		346,400		365,100		391,300					
92	280,000		313,200		347,100		365,700		391,900	2				
93	280,800		314,200		347,800		366,000		392,400	11				
94	281,800		315,000		348,400		366,500							
95	282,800		315,700		349,100		367,000							
96	283,800		316,500		349,700		367,400							
97	284,300		317,000		350,100		367,800							
98	285,100		317,600		350,600		368,300							
99	285,900		318,300		351,000		368,800							
100	286,800		318,900		351,500		369,200							
101	287,300		319,300		351,900		369,700							
102	288,100		319,900		352,300		370,200							
103	288,800		320,500		352,800		370,700							
104	289,600		321,100		353,300		371,200							
105	290,300		321,400		353,700		371,700							
106	290,800		321,800		354,200		372,200							
107	291,300		322,300		354,600		372,700							
108	291,800		322,700		354,900		373,200							
109	292,100		323,100		355,200		373,700							
110	292,500		323,500		355,700		374,100							
111	292,800		323,800		356,200		374,600							
112	293,200		324,200		356,700		375,100							
113	293,300		324,500		357,200		375,700							
114	293,700		324,900		357,600									
115	294,100		325,300		358,100									
116	294,400		325,500		358,500									
117	294,600		325,700		358,800									
118	295,000		326,100		359,300									
119	295,400		326,500		359,700									
120	295,800		326,700		360,200									
121	296,100		326,900		360,600									
122	296,500		327,300		361,100									
123	296,800		327,600		361,600									
124	297,000		327,900		362,100									
125	297,200		328,100		362,500									
126	297,600		328,500											
127	297,800		328,900											
128	298,200		329,200											
129	298,400		329,400											
130	298,800		329,700											
131	299,100		330,100											
132	299,300		330,300											
133	299,500		330,500											
134	299,900		330,900											
135	300,300		331,200											
136	300,600		331,600											
137	300,800		331,800											
138	301,200		332,200											
139	301,600		332,600											
140	301,900		333,000											
141	302,100		333,200											
142	302,400		333,600											
143	302,700		334,000											
144	303,000		334,400											
145	303,200		334,700											
146	303,600		335,100											
147	303,900		335,500											
148	304,200		335,800											
149	304,400		336,100											
150	304,700		336,500											
151	304,900		336,900											
152	305,200		337,300											
153	305,500		337,600											
154	305,800													
155	306,100													
156	306,400													
157	306,700													
158	307,000													
159	307,200													
160	307,500													
161	307,900													
162	308,200													
163	308,500													
164	308,800													
165	309,200													
166	309,500													
167	309,800													
168	310,100													
169	310,500													
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	合計
人員計	0	30	10	14	104	6	0	164						
級別人員 比率	0.0	18.3	6.1	8.5	63.4	3.7	0.0	100.0						
俸給 の平均	—	240,497	266,660	302,700	373,937	414,867	—	338,401						

5 消防職俸給表（消防吏員(消防長を除く)に適用)

号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級	
	俸給月額	人員														
1	169,900		185,600		211,600		251,200		294,300		320,200		347,500		381,700	
2	171,600		187,300		213,600		253,000		296,100		322,400		349,700		383,900	
3	173,300		189,100		215,600		254,800		298,200		324,500		352,000		385,800	
4	175,000		190,900		217,600		256,600		300,500		326,500		354,200		388,000	
5	176,500	2	192,700		219,600		258,300		302,300		328,700		356,200		389,600	
6	178,400	1	195,000		221,400		260,100		304,300		330,600		358,400		391,600	
7	180,200	1	197,300		223,400		261,700		306,300		332,800		360,500		393,500	
8	182,100	2	199,600		225,300		263,400		308,500		334,600		362,700		395,300	
9	183,700		201,600		227,400		264,800		310,400		336,500		364,300		396,800	
10	185,400	3	204,200		229,200		266,400		312,600		338,700		366,500		398,700	
11	187,100		206,700		231,000		267,700		314,700		341,000		368,500		400,800	
12	188,800	3	209,200		232,800		269,000		316,700		343,200		370,700		402,900	
13	190,600	3	211,400		234,600		270,500		318,700		345,100		372,300		404,500	
14	192,700	11	213,200	3	236,500		271,900		320,700		347,300		374,500		406,600	
15	194,800	2	215,000	1	238,400		272,900		322,800		349,400		376,400		408,600	
16	196,900	6	216,800	7	240,300		274,200		324,700		351,600		378,600		410,700	
17	199,000		218,700	1	241,800		275,000		326,600		353,500		380,200		412,400	
18	201,400		220,400	7	243,600		276,400		328,800		355,600		382,200		414,200	
19	203,800	4	222,300	3	245,400	2	277,800		331,000		357,500		384,200		416,000	
20	206,200	3	224,100	8	247,200		279,200		333,200		359,600		386,100		417,800	
21	208,600	7	225,800		248,800		280,300		335,000		361,200		387,700		419,300	
22	210,400	1	227,600	7	250,200	3	281,500		337,100		363,200		389,700		420,900	
23	212,100	1	229,400	5	251,400	1	282,700		339,100		365,100		391,800		422,500	
24	213,900		231,200	11	252,700		284,100		341,200		367,100		393,900		424,100	
25	215,800		232,800	2	254,000		285,300		343,100		368,900		395,500		425,500	
26	217,500		234,500	17	255,200	3	287,200		345,200		370,900		397,600		427,000	
27	219,300	1	236,200	4	256,600		289,200		347,100		372,900		399,600		428,500	
28	221,000	2	237,900	9	257,800	2	291,200		349,200	2	374,900		401,700		430,100	
29	222,900		239,200	2	258,900		293,100		350,900		376,700		403,200		431,200	
30	224,700		241,000	10	260,000	2	295,000		352,900		378,800		405,000		432,800	
31	226,500	1	242,800	3	261,100		296,700	4	354,800		380,800		406,800		434,500	
32	228,300		244,600	12	262,200	3	298,500	8	356,800	1	382,900		408,500		436,100	
33	229,900	1	245,900	3	262,800	2	300,200	5	358,300		384,600		410,300		437,300	
34	231,600	1	247,400	10	263,900	4	301,900	9	360,400	1	386,700		411,900		438,900	
35	233,300	2	248,700	3	265,000	1	303,700	4	362,300		388,800		413,500		440,600	
36	235,000		250,100	6	266,000	5	305,400	7	364,400		390,700		415,100		442,100	
37	236,300		251,400		266,900	3	307,200	10	366,000		392,300		416,500		443,600	
38	238,100		252,700	5	268,100	8	308,800	9	368,100	1	393,800		417,900		444,400	
39	239,900		253,900	3	269,000	5	310,600	1	370,100		395,200		419,300		445,100	
40	241,700	1	255,100	7	270,000	9	312,100	3	372,200	1	396,700		420,800		445,800	
41	243,000		256,200	3	271,200	6	313,800	5	374,100		398,000		422,100		446,200	
42	244,400		257,400	7	272,400	12	315,600	17	376,100	1	399,100		423,400		446,800	
43	245,700		258,400	1	273,700	3	317,500	11	378,200		400,300		424,700		447,500	
44	246,900		259,500	5	274,900	4	319,300	12	380,200		401,500		425,900		448,100	
45	248,200		260,200	2	275,900	5	321,000	5	381,800	1	402,600		427,000		448,900	
46	249,300		261,200	9	277,400	11	322,900	6	383,600		403,700		427,700		449,600	
47	250,300		262,300	3	278,800	3	324,700	5	385,200	2	404,800		428,500		450,100	
48	251,200		263,400	5	280,300	7	326,600	5	386,900	2	406,000		429,200		450,700	
49	252,000		264,300	2	281,900	2	328,000	2	388,500	1	407,200		429,700		451,200	3
50	253,100		265,500		283,500		329,500	2	389,600		407,900		430,400		451,800	
51	254,200		266,400		285,100	1	331,000	10	390,800	1	408,700		431,000	1	452,200	
52	255,300		267,500		286,500		332,600	3	391,900		409,500		431,700	2	452,800	
53	255,900		268,600		288,000		334,100	2	393,000		410,100		432,100	2	453,300	
54	257,000		269,500		289,600	1	335,900	6	394,100		410,800		432,700	5	453,800	
55	257,900		270,900		291,200		337,400	5	395,200		411,400		433,400	1	454,300	
56	259,000		272,100		292,700		339,200	6	396,400		412,000		434,000		454,800	
57	259,900		273,000		294,100		340,200	5	397,600		412,500		434,600		455,200	
58	260,900		274,600		295,800		341,800	5	398,300	1	413,000		435,300	3	455,500	
59	261,700		275,800		297,600		343,500	10	399,100	2	413,600	2	435,900	1	455,900	
60	262,700		277,300		299,400		345,200	4	399,900	1	414,200	3	436,500	1	456,300	
61	263,800		278,800		300,700		346,600	5	400,500	2	414,600	2	436,900		456,700	1
62	264,600		280,300		302,500		348,300	2	401,200	3	415,100	1	437,400			
63	265,600		281,700		304,300		350,000	6	401,800	6	415,700	3	437,800			
64	266,500		283,200		306,000		351,600	4	402,500	1	416,100		438,200			
65	267,600		284,600		307,300		353,200	4	402,800		416,600		438,800			
66	268,700		285,800		308,900		354,800	3	403,400	2	417,100	3	439,100	1		
67	269,800		287,200		310,400		356,300	3	404,100	1	417,600	2	439,500	3		
68	270,800		288,400		312,100		357,900	4	404,800	1	418,100		439,900	1		
69	271,900		289,900		313,300		359,200	2	405,200	1	418,500	3	440,300			
70	273,300		291,400		314,800		360,600	5	405,700		419,000	1	440,600	2		
71	274,500		293,000		316,100		361,900	2	406,300	2	419,300	3	440,900			
72	275,800		294,600		317,600		363,400	4	406,700	3	419,700		441,300			
73	277,000		295,600		318,300		364,600	3	407,000	2	420,100	1	441,800	1		
74	278,200		297,100		320,000		366,000	5	407,500	3	420,500	2	442,200			
75	279,500		298,600		321,700		367,400	7	408,100	4	421,000	2	442,600			
76	280,600		300,000		323,300		368,800	1	408,600	3	421,400		442,900			
77	281,600		301,000		324,800		370,000	1	408,900	4	421,600	2	443,300			
78	282,800		302,500		326,500		371,200	7	409,500	1	421,900					
79	283,900		303,800		328,000		372,400	3	409,900		422,300	1				

号俵	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
80	285,000		305,200		329,700		373,500	4	410,300	2	422,600	1				
81	285,900		306,400		331,400		374,600	5	410,700	2	422,900	1				
82	287,200		307,800		333,000		375,800	10	411,300	3	423,200	1				
83	288,500		308,900		334,700		377,000	2	411,700	3	423,500	2				
84	289,800		310,300		336,400		378,200	2	412,200	1	423,700					
85	290,900		311,200		337,900		379,300	4	412,400	1	423,900	8				
86	292,100		312,700		339,400		379,900	9	412,800	1						
87	293,000		314,100		340,900		380,500	6	413,200							
88	294,100		315,600		342,400		381,100	9	413,700							
89	295,100		316,800		343,700		381,700	3	414,100	2						
90	296,300		318,200		345,200		382,300	8	414,500	1						
91	297,500		319,700		346,500		382,900	1	414,900							
92	298,700		321,200		348,000		383,500	8	415,300							
93	299,100		322,400		349,300		383,800	6	415,600							
94	300,400		323,800		350,700		384,300	13								
95	301,700		325,200		352,200		384,800	3								
96	303,000		326,600		353,600		385,300	7								
97	303,700		327,700		355,000		385,500	1								
98	304,900		329,100		356,100		386,100	2								
99	306,100		330,400		357,200		386,700									
100	307,300		331,700		358,400		387,200	3								
101	308,400		333,000		359,500		387,400	1								
102	309,500		334,300		360,500		388,000	1								
103	310,600		335,500		361,700		388,500	1								
104	311,700		336,700		362,900		389,000									
105	312,600		337,700		364,000		389,300	3								
106	313,200		338,800		364,600		389,800	1								
107	313,800		339,900		365,100		390,100	1								
108	314,500		340,800		365,700		390,500									
109	314,900		342,000		366,300		390,700	5								
110	315,600		343,000		366,800		391,100	6								
111	316,200		344,000		367,400		391,500	1								
112	316,900		345,000		367,900		391,800	6								
113	317,500		345,800		368,300		392,000	2								
114	318,300		346,800		368,900		392,400	2								
115	319,100		347,800		369,300		392,800	1								
116	319,800		348,800		369,800		393,200									
117	320,300		349,700		370,200		393,400	5								
118	321,100		350,300		370,800		393,700	4								
119	321,800		350,800		371,300		394,000	3								
120	322,600		351,400		371,800		394,300									
121	323,200		351,800		372,200		394,600	1								
122	323,700		352,200		372,700		394,900	2								
123	324,100		352,700		373,200		395,300	1								
124	324,600		353,100		373,700		395,800	1								
125	324,900		353,500		374,000		396,200	4								
126			354,000		374,500											
127			354,500		375,000											
128			354,800		375,500											
129			355,100		375,700											
130			355,600		376,200											
131			356,000		376,700											
132			356,500		377,200											
133			356,800		377,400											
134			357,300		377,900											
135			357,700		378,300											
136			358,100		378,700											
137			358,300		379,000											
138			358,700		379,500											
139			359,100		380,000											
140			359,500		380,500											
141			359,700		380,800											
142			360,200													
143			360,700													
144			361,200													
145			361,400													
																合計
人員計	59	184	108	415	73	44	24	4	911							
級別人員比率	6.5%	20.2%	11.9%	45.6%	8.0%	4.8%	2.6%	0.4%	100.0%							
俸給の平均	200,593円	240,965円	270,018円	351,629円	400,495円	419,445円	435,596円	452,575円	319,667円							

6 福祉職俸給表（児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育・介護等の業務に従事する職員又は専ら児童の一時保護の業務に従事する職員に適用）

号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
	俸給月額	人員										
1	159,700		209,500		255,000		276,100		319,100		362,600	
2	160,900		211,200		256,600		277,600		321,300		365,200	
3	162,100		213,000		258,000		279,200		323,600		367,600	
4	163,400		214,800		259,600		280,800		325,800		370,200	
5	164,300		216,500		260,600	1	282,500		327,900		372,200	
6	165,800		218,300		262,000		284,600		329,900		374,700	
7	167,200		220,100		263,300		286,700		332,100		377,100	
8	168,600		221,800		264,900		288,800		334,200		379,600	
9	169,800		223,500		266,100	1	290,700		336,200		381,700	
10	171,200		225,000		267,200		292,800		338,300		384,400	
11	172,600		226,400		268,400		294,900		340,400		386,900	
12	174,100		227,800		269,500		296,900		342,600		389,600	
13	175,500		229,200		270,900	1	298,500		344,200		392,000	
14	177,000		230,800		272,200		300,800	1	346,300		394,300	
15	178,500	4	232,400		273,900		302,800		348,200		396,500	
16	179,900		234,000		275,700	1	304,900		350,300		398,900	
17	181,400		235,400		277,200	3	306,800	1	352,000		400,700	
18	183,200	9	237,000	20	279,000	2	309,000		354,000		402,800	
19	184,900	1	238,500		280,600	1	311,100		356,000		404,600	
20	186,600		240,000	7	282,100	1	313,100		357,800		406,700	
21	188,000	1	241,000	4	283,700	4	314,900	1	359,600		408,500	
22	189,600	6	242,500	9	285,500	9	317,100		361,400		410,300	
23	191,300	7	243,800	2	286,900	3	319,200	1	363,400		412,300	
24	192,900		245,200	2	288,600	5	321,400		365,400		414,200	
25	194,500	1	246,600	1	290,400	6	323,300		367,300		416,100	
26	196,200	15	248,300	16	291,900	3	325,400	3	369,300		417,700	
27	198,000	2	249,800	3	293,600	6	327,500	1	371,200		419,200	
28	199,700	1	251,500	2	295,200	3	329,500		373,200		420,800	
29	201,500		252,800	2	296,500	4	331,300		374,800		422,400	
30	203,000	25	254,100	11	298,200	7	333,200		376,600		423,600	
31	204,500	2	255,400		299,800	1	335,200	1	378,300		424,900	
32	205,900	1	256,800	8	301,500	4	337,200	4	380,100		426,200	
33	207,100	2	258,000	4	303,000	5	338,800	6	381,600		427,300	
34	208,400	17	259,400	10	304,500	4	340,800	3	383,200		428,400	
35	209,700	3	260,500	2	306,100	4	342,600		384,700		429,700	
36	210,900	6	261,800	3	307,700	3	344,600	6	386,400		430,900	
37	212,200	1	263,000	3	309,000	2	346,100	2	388,000		432,200	
38	213,600	14	264,300	10	310,600	4	347,900	1	389,200		433,000	
39	215,000	1	265,900	3	312,000	1	349,800	3	390,300		433,800	
40	216,400	2	267,500	10	313,500	1	351,600	3	391,500		434,700	
41	217,400		268,800	11	314,900	1	353,200	2	392,600		435,100	
42	218,600		270,300	7	316,500	2	355,000	3	393,800		435,900	
43	219,700	1	271,900	13	318,000		356,700	4	394,800		436,600	
44	220,900		273,400	13	319,600		358,400	3	395,900		437,300	
45	221,800		274,900		320,700		360,200	2	396,800		437,900	
46	222,900		276,400	2	321,900		361,500	6	397,300		438,700	
47	223,800	1	277,900	1	323,000		363,000	3	398,000		439,300	
48	224,800		279,500	1	324,200		364,500	3	398,600		440,000	
49	225,500		280,900	1	325,000		365,500	1	399,300		440,500	
50	226,600		282,300		326,000		366,700	2	399,900		441,200	
51	227,700		283,800	1	326,900		367,800	2	400,500		441,600	
52	228,500		285,200		327,800		368,900	3	401,100		442,200	
53	228,900		286,400		328,700		369,600	1	401,700		442,600	
54	230,000		287,900		329,500		370,500	2	402,400		443,200	
55	230,700		289,400		330,300		371,300	5	403,100		443,800	
56	231,500	1	290,800		331,100		372,200	3	403,700		444,400	
57	232,200	1	292,200	1	331,600		373,000	3	404,100		444,800	
58	233,100		293,700	1	332,300		373,800	5	404,800		445,200	
59	233,900		295,100		332,900		374,500	1	405,400		445,700	
60	234,800		296,600		333,500		375,300	9	406,000		446,200	
61	235,800		297,600		333,900		376,200	4	406,400		446,700	
62	236,500	1	299,000		334,500		376,900	9	406,900			
63	237,400		300,300		335,100		377,600	2	407,500			
64	238,200	1	301,800		335,700		378,300	3	408,100			
65	239,000		302,900		335,900		378,800	8	408,400			
66	240,000		304,100		336,300		379,300	3	408,800			
67	241,000		305,400		336,800		380,000	4	409,200			
68	242,000	1	306,700		337,200		380,700	11	409,600			
69	242,900		307,500		337,600		381,100	1	410,000			
70	244,000		308,600		338,100		381,800	3	410,300			
71	244,900		309,800		338,600		382,400	3	410,600			
72	245,700		311,000		339,100		383,000	2	411,100			
73	246,400		312,000		339,500		383,400	1	411,500			
74	247,400		312,600		340,000		384,000	5	411,900			
75	248,400		313,300		340,400		384,600	2	412,400			
76	249,200		314,000		340,700		385,200	2	412,800			
77	250,100		314,800		341,000		385,700	1	413,100			
78	251,100		315,500		341,400		386,300	3				
79	252,000		316,200		341,900		386,800					
80	253,000		316,900		342,400		387,500	4				
81	253,800		317,200		342,600		387,800	4				
82	254,800		317,700		343,100		388,300	2				
83	255,800		318,200		343,500		388,900	3				
84	256,700		318,700		344,000		389,300	4				
85	257,300		319,000		344,300		389,600	3				
86	258,200		319,400		344,700		390,000	2				
87	258,900		319,800		345,000		390,500	1				
88	259,800		320,200		345,400		390,900	1				

級 号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級			
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員		
89	260,300		320,600		345,600		391,200	2						
90	261,000		321,000		346,000		391,500	2						
91	261,800		321,400		346,400		391,800	5						
92	262,600		321,700		346,700		392,100	1						
93	263,000		322,000		347,000		392,500	4						
94	263,700		322,400											
95	264,300		322,800											
96	264,900		323,200											
97	265,300		323,600											
98	266,000		324,000											
99	266,700		324,300											
100	267,400		324,600											
101	267,900		324,900											
102	268,400		325,200											
103	268,900		325,500											
104	269,400		325,900											
105	269,600		326,200											
106	269,800		326,500											
107	270,100		326,800											
108	270,500		327,200											
109	270,800		327,600											
110	271,200		328,000											
111	271,500		328,200											
112	271,900		328,600											
113	272,100		328,900											
114	272,500		329,300											
115	272,900		329,600											
116	273,300		329,900											
117	273,500		330,200											
118	273,900		330,500											
119	274,200		330,900											
120	274,500		331,100											
121	274,700		331,300											
122	275,100													
123	275,400													
124	275,700													
125	275,900													
126	276,300													
127	276,600													
128	276,900													
129	277,100													
130	277,500													
131	277,900													
132	278,300													
133	278,500													
134	278,800													
135	279,200													
136	279,500													
137	279,700													
138	280,000													
139	280,200													
140	280,500													
141	280,700													
142	281,000													
143	281,300													
144	281,600													
145	281,900													
146	282,200													
147	282,400													
148	282,700													
149	283,000													
150	283,300													
151	283,500													
152	283,800													
153	284,100													
												合計		
人員計	128	人	184	人	93	人	205	人	0	人	0	人	610	人
級別人員 比率	21.0	%	30.2	%	15.2	%	33.6	%	0.0	%	0.0	%	100.0	%
俸給 の平均	202,734	円	257,647	円	294,542	円	370,320	円	-	円	-	円	289,615	円

7 教育職俸給表(1) (高等学校, 中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長, 教諭等に適用)

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級	
	俸給月額	人員								
1	160,000		204,000		264,100		331,100		416,900	
2	161,500		205,700		266,600		333,300		418,700	
3	163,000		207,300		268,900		335,400		420,500	
4	164,500		209,000		271,200		337,400		422,200	
5	166,100		210,800		273,700		339,600		423,700	
6	168,000		212,400		276,100		341,500		425,200	
7	169,800		214,100		278,300		343,700		427,100	
8	171,600		215,700	4	280,500		345,800		429,000	
9	173,300		217,500		282,600		347,500		430,800	
10	175,400		219,400		284,900		349,600		432,600	
11	177,400		221,300		287,300		351,700		434,500	
12	179,400		223,200	1	289,400		353,800		436,300	
13	181,300		224,700	1	291,800		355,900		438,000	
14	183,500		226,700		293,800		357,900		439,900	
15	185,700		228,700		295,700		359,900		441,700	
16	187,900		230,700		297,700		361,900		443,600	
17	190,100		232,500		299,800		363,500		445,300	
18	192,700		235,200	2	302,200		365,400		447,100	
19	195,200		237,900		304,700		367,200		448,900	
20	197,700		240,600	1	307,400		369,200		450,700	
21	200,200		243,200		309,600		370,800		452,300	
22	201,900		246,000	1	312,000		372,700		454,000	
23	203,600		248,600		314,200		374,500		455,900	
24	205,300		251,300	2	316,800		376,400		457,600	
25	206,800		253,800		319,400		377,700		459,300	
26	208,300		256,200	1	321,700		379,500		460,900	
27	210,000		258,700	1	323,900		381,300		462,500	
28	211,600		261,000	1	326,000		383,200		464,000	
29	213,100		263,600	1	328,200		385,000		465,500	
30	214,800		266,000	1	329,900		386,900		466,800	
31	216,500		268,200	1	332,000		388,800		468,100	
32	218,200		270,400	4	334,000		390,800		469,400	
33	219,600		272,500		335,800		392,500		470,600	
34	221,400		274,700	1	337,900		394,200		471,300	
35	223,200		276,900	1	340,000		395,800		472,000	
36	225,000		278,800	2	342,000		397,600		472,700	1
37	226,500		281,100		344,100		398,800		473,300	3
38	228,300		283,000	3	346,200		400,300			
39	230,100		284,900		348,400		401,700			
40	231,900		286,900	1	350,500		403,100			
41	233,600		288,600		352,400		404,800			
42	235,300		290,900	3	354,500		406,200			
43	236,900		293,200		356,400		407,500			
44	238,500		295,700	2	358,500		409,000			
45	239,900		297,700	1	360,300		410,600			
46	241,200		300,100	4	362,300		411,900			
47	242,500		302,300	3	364,200		413,400			
48	243,700		304,900	1	366,200		415,000			
49	245,100		307,200	1	367,800		416,700			
50	246,600		309,600	1	369,600		418,100			
51	247,800		311,900		371,500		419,700			
52	249,300		314,100	2	373,500		421,200			
53	250,400		316,300	1	375,300		422,900			
54	251,600		318,300		377,100		424,400	1		
55	253,000		320,300	1	378,900		426,000			
56	254,000		322,300		380,600		427,600			
57	255,300		324,200	1	382,100		429,100	1		
58	256,300		326,300		383,700		430,600	1		
59	257,400		328,400		385,400		431,800			
60	258,600		330,400		387,100		433,000			
61	259,900		332,500	3	388,300		434,200	1		
62	260,900		334,600	1	389,700		435,500			
63	262,300		336,800	1	391,100		436,800			
64	263,400		339,000	1	392,400		438,000			
65	264,700		340,700	2	393,800		439,200	2		
66	266,100		342,900	1	395,000		440,400			
67	267,500		344,900	2	396,400		441,600			
68	269,100		347,100		397,800		442,800	1		
69	270,500		348,900	1	399,100		444,000			
70	271,800		350,800	1	400,400		445,200	2		
71	273,100		352,800		401,800		446,400			
72	274,400		354,800	2	403,100		447,600			
73	275,500		356,400		404,400		448,700			
74	276,700		358,300		405,800		449,300			
75	278,000		360,100	2	407,200		449,800			
76	279,000		362,000		408,500		450,300			
77	280,200		363,800		409,700		450,800			
78	281,400		365,500	1	410,900					
79	282,600		367,200		412,200					
80	283,800		368,800	3	413,600					
81	284,900		370,300		414,900					
82	286,100		371,800	2	416,100					

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級			
	俸給月額	人員										
83	287,300		373,300		417,100							
84	288,500		374,700	2	418,300							
85	289,500		375,800	1	419,500							
86	290,600		377,200	5	420,700							
87	291,600		378,600		421,900							
88	292,800		379,900	4	422,900							
89	293,900		381,200		424,000							
90	295,000		382,500	1	425,000							
91	296,200		383,700		426,000							
92	297,400		385,000	1	427,000							
93	297,900		386,300	3	427,900							
94	298,900		387,400	1	428,700							
95	300,000		388,700	1	429,500							
96	301,200		389,900		430,300							
97	302,200		391,300	1	431,100							
98	303,300	1	392,300	1	431,500							
99	304,300		393,400		431,900							
100	305,400		394,400	1	432,300							
101	306,300		395,300	2	432,700							
102	307,400		396,300		433,000							
103	308,500		397,400	2	433,300							
104	309,500		398,500		433,600							
105	310,100		399,200	1	433,900							
106	311,000		400,100	2	434,200							
107	311,800		401,000	1	434,500							
108	312,600		401,900	1	434,700							
109	313,500		402,700		434,900							
110	313,900		403,600	1								
111	314,300		404,400	2								
112	314,800		405,200	2								
113	315,400		405,800	1								
114	315,800		406,500	2								
115	316,300		407,200	3								
116	316,800		407,900	1								
117	317,400		408,500	3								
118	317,900		409,000	1								
119	318,300		409,400	2								
120	318,800		409,800									
121	319,300		410,200									
122	319,700		410,500									
123	320,200		410,800	2								
124	320,700		411,000	1								
125	321,300		411,200									
126	321,600		411,500	1								
127	321,900		411,800	1								
128	322,200		412,000	1								
129	322,400		412,200	4								
130	322,700		412,500	2								
131	323,000		412,800	2								
132	323,300		413,000									
133	323,500		413,200	5								
134	323,700		413,500	2								
135	323,900		413,800	4								
136	324,200		414,000	6								
137	324,500		414,200	9								
138	324,700		414,500	5								
139	325,000		414,800	6								
140	325,300		415,000	5								
141	325,500		415,200	1								
142	325,700		415,500	3								
143	326,000		415,800	4								
144	326,200		416,000	3								
145	326,500		416,200	1								
146	326,700		416,500									
147	327,000		416,800									
148	327,300		417,000									
149	327,500		417,200	1								
150	327,700											
151	328,000											
152	328,300											
153	328,500											
										合計		
人員計	1	人	192	人	0	人	9	人	4	人	206	人
級別人員比率	0.5	%	93.2	%	0.0	%	4.4	%	1.9	%	100.0	%
俸給の平均	303,300	円	364,640	円	—	円	444,356	円	473,150	円	369,932	円

(注) 俸給の平均には、「3級に加える額」を含む。

8 新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(一)  
 (市立高等学校及び中等教育学校に勤務する校長、教諭等に適用)

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級	
	俸給月額	人員								
1	160,000		204,000		264,100		331,100		416,900	
2	161,500		205,700		266,600		333,300		418,700	
3	163,000		207,300		268,900		335,400		420,500	
4	164,500		209,000		271,200		337,400		422,200	
5	166,100		210,800		273,700		339,600		423,700	
6	168,000		212,400		276,100		341,500		425,200	
7	169,800		214,100		278,300		343,700		427,100	
8	171,600		215,700		280,500		345,800		429,000	
9	173,300		217,500		282,600		347,500		430,800	
10	175,400		219,400		284,900		349,600		432,600	
11	177,400		221,300		287,300		351,700		434,500	
12	179,400		223,200		289,400		353,800		436,300	
13	181,300		224,700		291,800		355,900		438,000	
14	183,500		226,700		293,800		357,900		439,900	
15	185,700		228,700		295,700		359,900		441,700	
16	187,900		230,700		297,700		361,900		443,600	
17	190,100		232,500		299,800		363,500		445,300	
18	192,700		235,200		302,200		365,400		447,100	
19	195,200		237,900		304,700		367,200		448,900	
20	197,700		240,600		307,400		369,200		450,700	
21	200,200		243,200		309,600		370,800		452,300	
22	201,900		246,000		312,000		372,700		454,000	
23	203,600		248,600		314,200		374,500		455,900	
24	205,300		251,300		316,800		376,400		457,600	
25	206,800		253,800		319,400		377,700		459,300	
26	208,300		256,200		321,700		379,500		460,900	
27	210,000		258,700		323,900		381,300		462,500	
28	211,600		261,000		326,000		383,200		464,000	
29	213,100		263,600		328,200		385,000		465,500	
30	214,800		266,000		329,900		386,900		466,800	
31	216,500		268,200		332,000		388,800		468,100	
32	218,200		270,400		334,000		390,800		469,400	
33	219,600		272,500		335,800		392,500		470,600	
34	221,400		274,700		337,900		394,200		471,300	
35	223,200		276,900		340,000		395,800		472,000	
36	225,000		278,800		342,000		397,600		472,700	
37	226,500		281,100		344,100		398,800		473,300	
38	228,300		283,000		346,200		400,300			
39	230,100		284,900		348,400		401,700			
40	231,900		286,900		350,500		403,100			
41	233,600		288,600		352,400		404,800			
42	235,300		290,900		354,500		406,200			
43	236,900		293,200		356,400		407,500			
44	238,500		295,700		358,500		409,000			
45	239,900		297,700		360,300		410,600			
46	241,200		300,100		362,300		411,900			
47	242,500		302,300		364,200		413,400			
48	243,700		304,900		366,200		415,000			
49	245,100		307,200		367,800		416,700			
50	246,600		309,600		369,600		418,100			
51	247,800		311,900		371,500		419,700			
52	249,300		314,100		373,500		421,200			
53	250,400		316,300		375,300		422,900			
54	251,600		318,300		377,100		424,400			
55	253,000		320,300		378,900		426,000			
56	254,000		322,300		380,600		427,600			
57	255,300		324,200		382,100		429,100			
58	256,300		326,300		383,700		430,600			
59	257,400		328,400		385,400		431,800			
60	258,600		330,400		387,100		433,000			
61	259,900		332,500		388,300		434,200			
62	260,900		334,600		389,700		435,500			
63	262,300		336,800		391,100		436,800			
64	263,400		339,000		392,400		438,000			
65	264,700		340,700		393,800		439,200			
66	266,100		342,900		395,000		440,400			
67	267,500		344,900		396,400		441,600			
68	269,100		347,100	1	397,800		442,800			
69	270,500		348,900		399,100		444,000			
70	271,800		350,800		400,400		445,200			
71	273,100		352,800		401,800		446,400			
72	274,400		354,800		403,100		447,600			
73	275,500		356,400		404,400		448,700			
74	276,700		358,300		405,800		449,300			
75	278,000		360,100		407,200		449,800			
76	279,000		362,000		408,500		450,300			
77	280,200		363,800		409,700		450,800			
78	281,400		365,500		410,900					
79	282,600		367,200		412,200					
80	283,800		368,800		413,600					
81	284,900		370,300		414,900					

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級			
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員		
82	286,100		371,800		416,100							
83	287,300		373,300		417,100							
84	288,500		374,700		418,300							
85	289,500		375,800		419,500							
86	290,600		377,200	1	420,700							
87	291,600		378,600		421,900							
88	292,800		379,900	1	422,900							
89	293,900		381,200		424,000							
90	295,000		382,500		425,000							
91	296,200		383,700		426,000							
92	297,400		385,000		427,000							
93	297,900		386,300		427,900							
94	298,900		387,400		428,700							
95	300,000		388,700	1	429,500							
96	301,200		389,900	1	430,300							
97	302,200		391,300		431,100							
98	303,300		392,300	2	431,500							
99	304,300		393,400		431,900							
100	305,400		394,400		432,300							
101	306,300		395,300		432,700							
102	307,400		396,300	1	433,000							
103	308,500		397,400		433,300							
104	309,500		398,500	1	433,600							
105	310,100		399,200		433,900							
106	311,000		400,100	2	434,200							
107	311,800		401,000	1	434,500							
108	312,600		401,900		434,700							
109	313,500		402,700	1	434,900							
110	313,900		403,600									
111	314,300		404,400									
112	314,800		405,200									
113	315,400		405,800									
114	315,800		406,500									
115	316,300		407,200	1								
116	316,800		407,900									
117	317,400		408,500									
118	317,900		409,000									
119	318,300		409,400	1								
120	318,800		409,800									
121	319,300		410,200	3								
122	319,700		410,500									
123	320,200		410,800	1								
124	320,700		411,000	1								
125	321,300		411,200									
126	321,600		411,500	1								
127	321,900		411,800									
128	322,200		412,000									
129	322,400		412,200	1								
130	322,700		412,500	1								
131	323,000		412,800	2								
132	323,300		413,000									
133	323,500		413,200									
134	323,700		413,500	2								
135	323,900		413,800	4								
136	324,200		414,000	2								
137	324,500		414,200	3								
138	324,700		414,500	1								
139	325,000		414,800	4								
140	325,300		415,000	5								
141	325,500		415,200	2								
142	325,700		415,500	1								
143	326,000		415,800	2								
144	326,200		416,000	1								
145	326,500		416,200									
146	326,700		416,500									
147	327,000		416,800									
148	327,300		417,000	1								
149	327,500		417,200									
150	327,700											
151	328,000											
152	328,300											
153	328,500											
										合計		
人員計	0	人	53	人	0	人	1	人	0	人	54	人
級別人員比率	0.0	%	98.1	%	0.0	%	1.9	%	0.0	%	100.0	%
俸給の平均		円	407,715	円	—	円	448,100	円	—	円	408,463	円

(注) 俸給の平均には、「3級に加える額」を含む。

9 教育職俸給表(2) (幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教諭等に適用)

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級	
	俸給月額	人員								
1	160,000		175,800		264,100		293,000		406,700	
2	161,500		177,900		266,600		295,600		408,200	
3	163,000		180,000		268,900		298,500		409,700	
4	164,500		182,200		271,200		300,900		411,200	
5	166,100		184,200		273,700		303,400		412,600	
6	168,000		186,400		276,100		305,700		414,000	
7	169,800		188,600		278,300		308,000		415,500	
8	171,600		190,800		280,500		310,400		417,100	
9	173,300		193,000		282,600		312,800		418,500	
10	175,400		195,800		284,900		315,200		419,900	
11	177,400		198,500		287,300		317,900		421,300	
12	179,400		201,200		289,400		320,800		422,600	
13	181,300		204,000		291,800		323,200		423,900	
14	183,500		205,700		293,800		325,100		425,300	
15	185,700		207,300		295,700		327,000		426,700	
16	187,900		209,000		297,700		329,100		428,100	
17	190,100		210,800	41	299,800		331,100		429,300	
18	192,700		212,400		302,200		333,300		430,600	
19	195,200		214,100	7	304,700		335,400		431,800	
20	197,700		215,700	43	307,400		337,400		433,100	3
21	200,200		217,500	7	309,600		339,600		434,200	3
22	201,900		219,400	5	312,000		341,500		435,400	8
23	203,600		221,300	5	314,200		343,700		436,700	17
24	205,300		223,200	22	316,800		345,800		438,000	24
25	206,800		224,700	3	319,400		347,500		439,300	7
26	208,200		226,700	18	321,700		349,300		440,500	3
27	209,800		228,700	6	323,900		351,200		441,500	4
28	211,300		230,700	24	326,000		353,100		442,600	7
29	213,000		232,500	7	328,200		354,900		443,800	12
30	214,700		235,200	17	329,900		356,700		444,600	1
31	216,400		237,900	8	332,000		358,400		445,400	4
32	218,100		240,600	15	334,000		360,300		446,300	7
33	219,400		243,200	11	335,800		361,600		447,200	5
34	221,100		246,000	22	337,900		363,300		447,700	3
35	222,800		248,600	5	340,000		364,800		448,200	10
36	224,500		251,300	25	342,000		366,600		448,700	4
37	225,900		253,800	7	344,000		368,500		449,200	36
38	227,600		256,200	17	345,900		370,000			
39	229,300		258,700	7	347,900		371,300			
40	231,000		261,000	16	349,800		372,900			
41	232,600		263,600	8	351,300		374,000			
42	234,300		266,000	20	353,100		375,400			
43	235,900		268,200	7	354,700		376,800			
44	237,500		270,400	19	356,400		378,300			
45	239,200		272,500	10	358,200		379,700			
46	240,700		274,700	20	359,900		381,300			
47	242,000		276,900	5	361,200		382,900			
48	243,400		278,800	17	362,800		384,400			
49	244,600		281,100	10	364,000		385,800			
50	246,000		283,000	17	365,500		387,300			
51	247,400		284,900	5	367,100		388,800			
52	248,600		286,900	21	368,700		390,200			
53	249,700		288,600	13	370,100		391,400			
54	251,100		290,900	12	371,600		392,700			
55	252,300		293,200	10	373,100		393,800			
56	253,300		295,700	11	374,600		394,900			
57	254,500		297,700	15	376,100		396,300	1		
58	255,700		300,100	17	377,500		397,500			
59	256,800		302,300	8	378,900		398,700			
60	258,000		304,900	13	380,200		400,000			
61	259,400		307,200	6	381,100		401,200	3		
62	260,200		309,600	19	382,300		402,200	1		
63	261,400		311,900	12	383,500		403,600	1		
64	262,300		314,100	10	384,600		404,900			
65	263,300		316,300	12	385,500		406,100			
66	264,700		318,300	9	386,700		407,200	3		
67	265,800		320,300	15	387,700		408,400			
68	267,100		322,300	14	388,800		409,500	1		
69	268,700		324,200	15	390,000	1	410,500	5		
70	270,200		326,300	6	391,000		411,700	1		
71	271,500		328,400	12	392,100		412,900	2		
72	272,900		330,400	19	393,300		414,100			
73	273,900		332,500	9	394,300		414,700	2		
74	274,900		334,600	22	395,400		415,500	14		
75	276,100		336,800	13	396,500		416,200	9		
76	277,100		339,000	5	397,600		416,700	6		
77	278,300		340,700	10	398,500	1	417,000	1		
78	279,400		342,600	13	399,400	1	417,400	3		
79	280,600		344,300	8	400,400		417,800	2		
80	281,800		346,100	19	401,400		418,200	19		
81	283,000		347,900	11	402,200	1	418,500	4		
82	283,900		349,700	12	403,000	1	418,900			
83	285,100		351,100	25	403,700		419,300	24		
84	286,300		352,900	10	404,500		419,600	4		
85	287,200		354,100	17	405,200	2	419,900	3		
86	288,100		355,700	16	406,000		420,300	14		

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級			
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員		
87	288,800		357,200	8	406,700		420,700	4				
88	289,800		358,700	14	407,400		421,000	6				
89	290,800		360,000	20	408,000	1	421,300	9				
90	291,700		361,300	14	408,700		421,600	3				
91	292,600		362,700	9	409,200		421,900	3				
92	293,400		364,100	21	409,900	2	422,100	4				
93	293,700		365,600	14	410,300	4	422,300	28				
94	294,400		366,900	14	410,700							
95	295,100		368,200	12	411,000							
96	295,900		369,400	15	411,300	1						
97	296,700		370,400	12	411,600	2						
98	297,500		371,400	19	411,900							
99	298,300		372,400	13	412,200	1						
100	299,000		373,400	13	412,400							
101	299,900		374,300	12	412,600	2						
102	300,400		375,300	18	412,900	1						
103	300,900		376,300	8	413,200	1						
104	301,400		377,300	22	413,400							
105	301,600		378,100	12	413,600							
106	302,000		379,000	19	413,900							
107	302,300		379,900	18	414,200							
108	302,500		380,900	22	414,400	1						
109	302,700		381,700	18	414,600							
110	302,900		382,700	14								
111	303,200		383,700	17								
112	303,500		384,700	11								
113	303,700		385,300	13								
114	303,900		386,200	13								
115	304,100		387,100	15								
116	304,400		388,000	15								
117	304,700		388,800	14								
118	305,000		389,500	17								
119	305,300		390,300	19								
120	305,600		391,100	15								
121	305,800		391,700	12								
122	306,000		392,500	10								
123	306,200		393,200	17								
124	306,500		393,900	8								
125	306,800		394,500	25								
126			395,200	14								
127			395,700	31								
128			396,300	11								
129			397,000	22								
130			397,600	13								
131			398,100	37								
132			398,600	11								
133			398,900	30								
134			399,200	17								
135			399,500	32								
136			399,800	9								
137			400,100	21								
138			400,400	16								
139			400,700	41								
140			401,000	18								
141			401,300	39								
142			401,600	25								
143			401,900	57								
144			402,200	44								
145			402,400	81								
146			402,700	83								
147			403,000	99								
148			403,200	85								
149			403,400	117								
150			403,700	99								
151			404,000	109								
152			404,200	94								
153			404,400	75								
154			404,700	59								
155			405,000	38								
156			405,200	21								
157			405,400	16								
158			405,700	12								
159			406,000	6								
160			406,200	2								
161			406,400	3								
											合計	
人員計	0	人	3,004	人	23	人	180	人	158	人	3,365	人
級別人員比率	0.0	%	89.3	%	0.7	%	5.3	%	4.7	%	100.0	%
俸給の平均	—	円	360,742	円	408,039	円	425,684	円	442,942	円	368,399	円

(注) 俸給の平均には、「3級に加える額」を含む。

第7表

俸給表別，級別，年齢別人員

1 一般俸給表

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
18	人	人	人	人	人	人	人	人	人
19	4								
20	3								
21	7								
22	17								
23	30								
24	50								
25	58								
26	77								
27	30	50							
28	10	71							
29	7	71							
30	1	64							
31	2	46	12						
32	1	32	39						
33		15	61						
34		5	72						
35		3	87	1					
36	1		57	3					
37		1	46			1			
38	1		50	6					
39			41	6					
40	2		38	17					
41			19	38					
42	1		15	49					
43			8	44					
44	2	1	1	98	1				
45		1	2	89	3				
46			3	82	13				
47	1		3	117	29				
48		1	1	105	42	1		1	
49	1	1		89	47	6			
50		1	1	56	59	5			
51			1	63	54	8	2		
52				47	58	22	1		
53				46	46	7	6		
54	1			35	42	18	4	2	
55			1	23	38	14	7	3	
56				21	34	15	8	6	2
57			1	19	27	15	8	4	2
58				21	17	13	9	4	
59				17	18	10	4	6	
60			1	21	18	12	8	4	1
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	25.1	29.3	35.8	47.6	51.8	54.2	55.9	56.5	56.9

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下第7表の各表について同じ。)

2 医療職俸給表(1)

級 年齢	1級	2級	3級	4級
18	人	人	人	人
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45		1		
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53			2	
54				
55				
56			1	
57				
58				
59				
60				
61				
62				1
63			1	
64				
65				
平均年齢	歳	歳	歳	歳
	—	45.8	56.8	62.9

3 医療職俸給表(2)

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22								
23		1						
24								
25		1						
26		3						
27		3						
28		1	1					
29		3						
30			2					
31			2					
32			2					
33				2				
34				1				
35				2				
36				3				
37				2				
38			1	2				
39			1	1	2			
40				1	1			
41					4			
42				1	1			
43					2			
44					6			
45								
46					4			
47					4			
48					3			
49				1	2			
50					4			
51					4			
52					2			
53						1		
54					3			
55								
56					3	1		
57					3			
58					1	1		
59					2		1	
60								
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	—	27.1	32.9	37.8	48.9	56.2	59.2	—

4 医療職俸給表(3)

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23		3					
24		3					
25		4					
26		7					
27		6					
28		2	3				
29		2	3				
30		3	1				
31			2	2			
32			1	1			
33							
34				2			
35				2			
36				1			
37				1			
38				1	3		
39				2	5		
40				2	2		
41					4		
42					4		
43					5		
44					7		
45					5		
46					2		
47					6		
48					4		
49					8		
50					5		
51					8		
52					5		
53					5		
54					6		
55					3		
56					5	1	
57					3	3	
58					4		
59					5	2	
60							
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	—	26.7	29.9	36.2	49.3	58.0	—

5 消防職俸給表

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
18	2							
19	3							
20	10							
21	19							
22	14							
23	1	13						
24	1	18						
25	1	25						
26		34	1					
27	5	30	8					
28	3	22	5					
29		16	7					
30		16	11					
31		4	24					
32		3	21	1				
33		3	18	12				
34			5	26				
35			6	33				
36				26				
37			2	33	1			
38				16	1			
39				15	1			
40				12	3			
41				10	1			
42				17	1			
43				19	2			
44				12	2			
45				25	5			
46				27	4	2		
47				21	1			
48				24	1	5		
49				14	1	3		
50				14	5	2	1	
51				6	3	2	1	
52				7	8	6	2	
53				9	4	5	2	
54				5	2		2	
55				3	5	9	3	
56				9	6	2	1	
57				6	8		6	1
58				9	4	3	4	2
59				4	4	5	2	1
60								
平均年齢	22.4	27.3	31.8	43.5	51.4	53.5	55.9	58.4

6 福祉職俸給表

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20	4					
21	9					
22	16					
23	15					
24	29					
25	27					
26	16	7				
27	3	21				
28	1	22				
29	2	23				
30		14				
31	1	19				
32	1	26				
33	2	25	3			
34	1	8	17			
35		8	8			
36	1	2	16			
37		2	17	1		
38			9	4		
39		4	10	11		
40		1	6	12		
41		2	4	10		
42			2	14		
43			1	18		
44				14		
45				11		
46				17		
47				14		
48				18		
49				11		
50				7		
51				4		
52				7		
53				3		
54				8		
55				3		
56				2		
57				3		
58				5		
59				8		
60						
平均年齢	24.8	31.3	37.3	47.0	—	—

7 教育職俸給表(1)

級 年齢	1級	2級	特2級	3級	4級
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23		4			
24		2			
25		2			
26		2			
27		4			
28		3			
29		7			
30		5			
31		3			
32		4			
33		9			
34		3			
35		2			
36		2			
37		3			
38		4			
39		7			
40		3			
41		5			
42		6			
43		3			
44		8			
45		4			
46		9		2	
47		8		1	
48		4		1	
49		9			
50		7			
51		7		2	
52		10		1	
53	1	6		1	1
54		7		1	
55		5			
56		7			
57		7			1
58		5			2
59		6			
60					
平均年齢	歳 53.8	歳 44.1	歳 —	歳 50.2	歳 44.7

8 新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(一)

級 年齢	1級	2級	特2級	3級	4級
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37		1			
38					
39					
40					
41					
42		1			
43		4			
44		2			
45		2			
46		1			
47		2			
48		3			
49		5			
50		5			
51		4			
52		4		1	
53		5			
54		5			
55		4			
56		4			
57					
58					
59		1			
60					
平均年齢	歳 —	歳 50.7	歳 —	歳 52.7	歳 —

9 教育職俸給表(2)

年 齡 \ 級	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22		40			
23		57			
24		47			
25		57			
26		52			
27		58			
28		58			
29		61			
30		53			
31		51			
32		55			
33		49			
34		29			
35		62			
36		47			
37		57			
38		65			
39		68			
40		54			
41		71			
42		70		1	
43		74	1	1	
44		67	1	3	
45		76	2	6	
46		83		9	
47		100	5	12	
48		98	2	13	
49		120		10	2
50		125	2	12	
51		126	1	16	2
52		115	2	9	5
53		124	4	17	6
54		105		20	10
55		128	1	14	12
56		137	1	14	28
57		122		12	26
58		124		8	35
59		119	1	3	32
60					
平均年齢	歳 —	歳 44.8	歳 52.3	歳 57.1	歳 45.8

第8表

## 過去の職員給与実態調査の概要

区分		年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
一般	職員数	3,238	3,254	3,225	3,150	3,127	
	平均給与月額	352,816	350,306	353,749	356,981	359,691	
	平均年齢	41.8	41.6	41.7	42.1	42.5	
	平均経験年数	19.8	19.5	19.6	19.9	20.3	
医療職(1)	職員数	7	6	7	5	6	
	平均給与月額	959,230	972,431	951,734	972,702	949,313	
	平均年齢	53.3	56.2	55.3	57.0	56.0	
	平均経験年数	29.7	32.4	31.7	33.9	33.0	
医療職(2)	職員数	105	103	100	93	92	
	平均給与月額	350,395	348,971	353,378	355,863	363,504	
	平均年齢	41.5	41.2	41.7	42.0	42.9	
	平均経験年数	19.0	18.7	19.0	18.9	19.7	
医療職(3)	職員数	172	171	169	165	164	
	平均給与月額	359,906	356,541	362,597	358,725	359,822	
	平均年齢	44.3	43.3	43.8	42.9	43.2	
	平均経験年数	21.6	20.6	21.1	20.3	20.6	
消防職	職員数	914	908	909	904	911	
	平均給与月額	356,450	353,143	353,644	354,120	353,503	
	平均年齢	40.4	39.9	39.5	39.3	39	
	平均経験年数	20.1	19.5	19.0	18.9	18.5	
福祉職	職員数	636	640	628	626	610	
	平均給与月額	301,340	301,565	303,142	304,675	309,267	
	平均年齢	36.3	36.2	35.8	35.7	36.1	
	平均経験年数	14.9	14.8	14.3	14.2	14.6	

区分		年				
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
教育職(1)	職員数	155	172	181	190	206
	平均給与月額	424,258	419,897	424,110	418,957	425,648
	平均年齢	43.6	43.5	44.0	43.5	44.7
	平均経験年数	20.6	20.8	20.9	20.6	21.8
新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(-)	職員数	111	97	85	75	54
	平均給与月額	447,007	447,591	451,325	453,630	459,036
	平均年齢	47.7	48.3	49.4	50.2	50.7
	平均経験年数	25.0	25.4	26.5	27.2	27.5
教育職(2)	職員数	3,464	3,455	3,410	3,397	3,365
	平均給与月額	424,843	421,977	421,043	419,569	418,027
	平均年齢	46.6	46.4	46.1	46.0	45.8
	平均経験年数	23.8	23.8	23.2	22.9	22.9
計	職員数	8,691	8,806	8,714	8,605	8,535
	平均給与月額	380,858	378,136	379,486	380,173	381,105
	平均年齢	43.3	43.1	42.9	43.0	43.1
	平均経験年数	21.1	20.9	20.7	20.6	20.8

(注)平成29年調査より、経験年数については「地方公務員給与実態調査 調査要領(総務省)」の例により算出している。

第9表 再任用職員の俸給表別，級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(人)

俸給表	俸給表計	級									
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
一般俸給表	12		2		8		1		1		
医療職俸給表 (2)	1					1					
教育職俸給表 (1)	8		7			1					
教育職俸給表 (2)	109		104		1	4					
合計①	130										

(参考)

俸給表	俸給表計	級									
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
技能労務職俸給表	42		42								
企業 (市民病院) 一般俸給表	1		1								
企業 (市民病院) 医療職俸給表 (2)	3		3								
合計②	46										

総計 ①+② 176

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(人)

俸給表	俸給表計	級									
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
一般俸給表	245		51		111	75	6		2		
医療職俸給表 (2)	2					1	1				
医療職俸給表 (3)	16		12			4					
消防職俸給表	33				22	7	1	3			
福祉職俸給表	27		23		2	2					
教育職俸給表 (2)	67		66			1					
合計①	390										

(参考)

俸給表	俸給表計	級									
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
技能労務職俸給表	43		43								
企業 (市民病院) 医療職俸給表 (2)	3		3								
企業 (市民病院) 医療職俸給表 (3)	6		6								
企業 (水道) 一般俸給表	38		15		19	2		2			
企業 (水道) 技能労務職俸給表	1		1								
合計②	91										

総計 ①+② 481

## 第2 民間給与等

### 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

本委員会、人事院及び新潟県人事委員会等

#### 3 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所 公務を除く全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所406事業所
- (2) 調査対象職種 54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

#### 4 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記3の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から102事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第10表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。
- (3) 調査実人員 初任給関係126人（行政職に相当する調査実人員126人）、初任給関係以外の調査職種3,579人（行政職に相当する調査実人員3,531人）。

#### 5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 10 表

産業別，企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
産 業 計	92 事業所	28 事業所	41 事業所	23 事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 ， 建 設 業	12	5	5	2
製 造 業	31	8	11	12
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業	23	9	12	2
卸 売 ・ 小 売 業	7	0	4	3
金融・保険業，不動産業	1	1	0	0
医療，福祉，教育，学習 支援業，サービス業	18	5	9	4

(注) 1 上記調査事業所のほか，調査不能の事業所が 10 所あった。

2 「500 人以上」とは，企業規模 500 人以上で，かつ，事業所規模 50 人以上の事業所を，「100 人以上 500 人未満」とは，企業規模 100 人以上 500 人未満で，かつ，事業所規模 50 人以上の事業所を，「100 人未満」とは，企業規模 50 人以上 100 人未満で，かつ，事業所規模 50 人以上の事業所をいう。(以下の表について同じ。)

第 11 表

## 調査事業所における企業規模及び本・支店別構成

調査事業所の企業規模	調査事業所数		
	本 店	支 店	合 計
50 人～99 人	21	2	23
100 人～199 人	23	5	28
200 人～299 人	1	2	3
300 人～399 人	3	4	7
400 人～499 人	2	1	3
500 人～999 人	5	4	9
1,000 人～2,999 人	0	10	10
3,000 人以上	0	9	9
合 計	55	37	92

(注) 「本店」とは支店・工場等を有する事業所で、当該企業において本店、本社と呼ばれている事業所又は他に支店、工場等がなく企業が単一の事業所からなっている事業所を、「支店」とは本店以外の事業所をいう。

第12表

企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 事務・技術関係職種

(1) 規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	3	56.0	881,589	0	881,589	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表(2)規模500人以上、(3)規模100人以上500人未満及び(4)規模100人未満の対応級欄を参照のこと。
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	2	56.2	791,390	0	791,390		
	中学卒	-	-	-	-	-	-	
	工場長	4	51.1	613,088	0	613,088	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	2	49.6	512,873	0	512,873		
	中学卒	-	-	-	-	-	-	
	事務部長	65	54.7	562,192	1,211	560,981	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	41	54.7	608,815	1,979	606,836		
短大卒	7	52.8	501,688	0	501,688			
高校卒	16	55.3	481,785	0	481,785			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術部長	90	53.0	571,673	3,636	568,037	同上	同上	
大学卒	46	53.2	620,861	3,641	617,220			
短大卒	19	52.9	494,677	302	494,375			
高校卒	25	52.4	539,629	6,221	533,408			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	26	50.3	524,012	10,788	513,224	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上	
大学卒	16	51.2	582,936	7,514	575,422			
短大卒	7	48.2	455,168	14,537	440,631			
高校卒	3	50.8	400,305	17,810	382,495			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	61	50.4	551,939	14,902	537,037	同上	同上	
大学卒	42	50.2	574,696	10,855	563,841			
短大卒	7	54.7	511,096	26,156	484,940			
高校卒	12	48.8	480,776	25,187	455,589			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	136	50.1	511,287	1,659	509,628	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	70	48.5	529,212	1,811	527,401			
短大卒	24	46.5	382,846	4,227	378,619			
高校卒	41	54.6	554,461	1	554,460			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術課長	205	49.9	516,506	6,399	510,107	同上	同上	
大学卒	122	49.3	539,916	7,151	532,765			
短大卒	29	50.4	460,971	6,234	454,737			
高校卒	53	51.2	487,064	4,663	482,401			
中学卒	*	*	*	*	*			

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第12表の各表において同じ。)  
「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	62	46.5	476,175	8,630	467,545	前記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上 を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職(課長-係長間)	本表(2)規模500人 以上、(3)規模100 人以上500人未満 及び(4)規模100人 未満の対応級欄を 参照のこと。
	大学卒	32	45.4	489,565	8,129	481,436		
	短大卒	13	46.4	359,415	14,658	344,757		
	高校卒	17	48.6	536,168	5,199	530,969		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	128	46.1	440,803	29,372	411,431	同 上	同 上
	大学卒	74	44.4	452,059	40,463	411,596		
	短大卒	21	47.5	396,503	13,606	382,897		
	高校卒	33	48.9	445,656	15,367	430,289		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	231	48.2	447,628	55,721	391,907	係長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	63	42.9	352,526	17,798	334,728		
	短大卒	53	47.2	427,234	60,285	366,949		
	高校卒	113	50.5	487,958	67,279	420,679		
	中学卒	2	42.0	422,100	0	422,100		
	技術係長	265	48.1	411,919	45,616	366,303	同 上	同 上
	大学卒	109	45.4	401,880	52,727	349,153		
	短大卒	51	48.7	382,740	48,243	334,497		
	高校卒	105	51.5	442,170	34,348	407,822		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	253	43.1	375,348	39,972	335,376	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任	同 上	
大学卒	101	41.1	332,653	22,547	310,106			
短大卒	61	42.6	364,494	43,405	321,089			
高校卒	91	45.2	419,254	53,004	366,250			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	299	42.1	366,763	52,412	314,351	同 上	同 上	
大学卒	153	39.2	372,509	55,880	316,629			
短大卒	73	44.9	350,501	46,097	304,404			
高校卒	71	46.0	372,486	51,806	320,680			
中学卒	2	38.0	317,975	28,374	289,601			
事務係員	817	38.1	296,954	25,798	271,156	同 上	同 上	
大学卒	350	34.4	296,472	27,313	269,159			
短大卒	192	38.0	275,147	21,658	253,489			
高校卒	271	42.3	313,444	26,938	286,506			
中学卒	4	49.2	261,312	25,652	235,660			
技術係員	886	35.3	341,711	51,750	289,961	同 上	同 上	
大学卒	468	30.4	309,893	52,446	257,447			
短大卒	152	39.7	291,192	37,745	253,447			
高校卒	265	41.7	419,934	56,953	362,981			
中学卒	*	*	*	*	*			

(注) 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)  
「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)

## (2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	56.0	881,589	0	881,589	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	一般俸給表 9級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	2	56.2	791,390	0	791,390		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	3	52.0	642,539	0	642,539	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	30	55.4	671,708	127	671,581	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	25	54.9	680,972	150	680,822		
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	3	60.0	618,219	0	618,219			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 部 長	43	55.6	680,335	40	680,295	同 上	同 上	
大 学 卒	30	55.3	688,711	31	688,680			
短 大 卒	4	58.5	674,265	0	674,265			
高 校 卒	9	55.3	654,695	86	654,609			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	11	51.2	649,280	4,172	645,108	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 中間職(部長-課長間)	同 上	
大 学 卒	9	50.7	674,551	5,145	669,406			
短 大 卒	2	53.5	540,964	0	540,964			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	32	50.7	670,376	13,764	656,612	同 上	同 上	
大 学 卒	25	51.5	691,074	6,446	684,628			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	6	46.9	555,379	52,359	503,020			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	62	52.3	640,101	290	639,811	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	一般俸給表 7級, 8級	
大 学 卒	33	49.8	627,224	537	626,687			
短 大 卒	3	50.7	568,197	0	568,197			
高 校 卒	25	55.9	669,849	2	669,847			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	95	50.3	612,848	3,118	609,730	同 上	同 上	
大 学 卒	65	49.5	640,339	4,258	636,081			
短 大 卒	12	49.5	523,693	0	523,693			
高 校 卒	17	53.7	563,509	709	562,800			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま って 支給 する 給与 (A)	支給する				(A)-(B)
				うち時間 外手当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	23	46.2	585,439	733	584,706	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	一般俸給表 5級, 6級
	大 学 卒	10	42.1	571,698	1,584	570,114		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	12	49.7	594,788	111	594,677		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	51	44.0	515,016	48,616	466,400	同 上	同 上
	大 学 卒	36	42.5	521,028	59,550	461,478		
	短 大 卒	3	46.1	432,655	0	432,655		
	高 校 卒	12	47.8	519,730	29,658	490,072		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	99	49.9	529,472	77,909	451,563	係長及び係長級専門職	一般俸給表 3級, 4級
	大 学 卒	9	47.1	438,224	10,729	427,495		
	短 大 卒	13	46.8	538,751	90,859	447,892		
	高 校 卒	75	50.8	533,640	79,628	454,012		
	中 学 卒	2	42.0	422,100	0	422,100		
	技術係長	72	51.6	569,508	57,615	511,893	同 上	同 上
	大 学 卒	20	44.9	562,377	75,633	486,744		
	短 大 卒	4	48.8	513,132	87,402	425,730		
	高 校 卒	48	54.5	576,585	48,336	528,249		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務主任	132	44.3	426,354	53,443	372,911	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	一般俸給表 2級(一部は3級, 4級)	
大 学 卒	33	44.8	390,807	37,745	353,062			
短 大 卒	28	42.7	417,806	56,771	361,035			
高 校 卒	71	44.7	444,294	58,593	385,701			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術主任	63	43.4	492,814	94,459	398,355	同 上	同 上	
大 学 卒	37	39.1	488,935	102,151	386,784			
短 大 卒	12	46.8	435,541	68,043	367,498			
高 校 卒	14	51.4	548,122	96,542	451,580			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務係員	354	40.0	348,026	40,749	307,277	同 上	一般俸給表 1級	
大 学 卒	144	36.5	328,943	42,539	286,404			
短 大 卒	64	40.4	344,097	39,253	304,844			
高 校 卒	145	42.9	367,333	39,938	327,395			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技術係員	441	39.2	408,986	72,556	336,430	同 上	同 上	
大 学 卒	220	32.2	360,752	81,338	279,414			
短 大 卒	65	44.4	330,068	49,685	280,383			
高 校 卒	156	44.8	484,051	70,715	413,336			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

## (3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間 外手当				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	一般俸給表 7級, 8級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	28	54.3	471,029	0	471,029	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	11	54.0	485,150	0	485,150		
短 大 卒	5	52.9	465,902	0	465,902			
高 校 卒	12	55.0	461,648	0	461,648			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 長	32	51.2	483,086	2,554	480,532	同 上	同 上	
大 学 卒	10	49.3	491,809	7,429	484,380			
短 大 卒	10	51.9	452,915	448	452,467			
高 校 卒	12	52.2	501,038	0	501,038			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	7	52.5	411,575	0	411,575	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 中間職(部長-課長間)	同 上	
大 学 卒	3	52.6	423,436	0	423,436			
短 大 卒	2	52.3	385,196	0	385,196			
高 校 卒	2	52.5	419,700	0	419,700			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	26	51.3	432,774	12,475	420,299	同 上	同 上	
大 学 卒	14	50.3	424,951	10,793	414,158			
短 大 卒	6	55.2	477,081	29,931	447,150			
高 校 卒	6	50.5	411,625	0	411,625			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	72	48.1	397,779	2,931	394,848	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	一般俸給表 5級, 6級	
大 学 卒	36	47.4	433,257	3,144	430,113			
短 大 卒	21	45.9	356,564	4,827	351,737			
高 校 卒	15	52.4	376,165	0	376,165			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	85	49.4	445,229	10,261	434,968	同 上	同 上	
大 学 卒	46	48.6	441,059	10,516	430,543			
短 大 卒	13	50.8	428,506	12,085	416,421			
高 校 卒	26	50.3	463,840	8,657	455,183			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間 外手当				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	36	46.9	403,027	14,512	388,515	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	一般俸給表 4級
	大学卒	20	47.6	456,293	12,432	443,861		
	短大卒	11	46.5	328,662	15,599	313,063		
	高校卒	5	45.1	358,086	20,657	337,429		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	60	47.0	401,876	16,460	385,416	同 上	同 上
	大学卒	34	46.0	396,770	23,697	373,073		
	短大卒	12	47.7	396,487	8,082	388,405		
	高校卒	14	48.8	418,791	6,643	412,148		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	113	45.8	334,977	26,221	308,756	係長及び係長級専門職	一般俸給表 3級
	大学卒	49	42.2	340,781	19,998	320,783		
	短大卒	32	47.4	335,319	37,006	298,313		
	高校卒	32	49.5	326,262	25,134	301,128		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	157	47.3	375,591	45,477	330,114	同 上	同 上
	大学卒	74	45.6	384,219	51,981	332,238		
	短大卒	42	48.8	374,946	49,779	325,167		
	高校卒	41	49.8	356,237	25,920	330,317		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	102	41.6	296,662	19,329	277,333	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	一般俸給表 2級(一部は3級)	
大学卒	56	39.1	294,002	10,691	283,311			
短大卒	30	42.8	307,295	30,716	276,579			
高校卒	16	47.5	283,416	24,630	258,786			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	194	41.6	343,144	45,272	297,872	同 上	同 上	
大学卒	94	39.2	347,332	45,419	301,913			
短大卒	50	44.3	342,091	47,080	295,011			
高校卒	48	44.1	335,418	43,367	292,051			
中学卒	2	38.0	317,975	28,374	289,601			
事務係員	363	36.1	251,968	10,950	241,018	同 上	一般俸給表 1級	
大学卒	169	33.0	274,881	14,941	259,940			
短大卒	100	35.8	221,926	7,150	214,776			
高校卒	91	41.3	241,678	7,481	234,197			
中学卒	3	51.5	250,755	20,522	230,233			
技術係員	298	30.2	280,341	33,305	247,036	同 上	同 上	
大学卒	180	28.2	278,775	35,767	243,008			
短大卒	46	36.7	273,415	32,151	241,264			
高校卒	72	33.4	290,247	25,212	265,035			
中学卒	-	-	-	-	-			

(4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	一般俸給表 6級, 7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	7	53.5	492,538	12,900	479,638	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	5	56.1	516,613	18,060	498,553		
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 長	15	49.2	452,938	17,520	435,418	同 上	同 上	
大 学 卒	6	50.3	512,279	15,617	496,662			
短 大 卒	5	50.3	428,180	240	427,940			
高 校 卒	4	46.3	394,873	41,976	352,897			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	8	46.4	453,980	33,523	420,457	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 中間職(部長-課長間)	同 上	
大 学 卒	4	51.0	488,479	20,200	468,279			
短 大 卒	3	40.5	445,653	38,361	407,292			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	3	37.5	387,402	51,733	335,669	同 上	同 上	
大 学 卒	3	37.5	387,402	51,733	335,669			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	2	49.0	405,725	0	405,725	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	一般俸給表 5級	
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	25	50.4	409,795	3,630	406,165	同 上	同 上	
大 学 卒	11	51.3	408,318	7,920	400,398			
短 大 卒	4	51.3	400,009	909	399,100			
高 校 卒	10	49.0	415,335	0	415,335			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	3	44.5	357,871	9,640	348,231	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	一般俸給表 4級
	大 学 卒	2	43.0	337,469	2,932	334,537		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	17	48.6	384,056	26,767	357,289	同 上	同 上
	大 学 卒	4	45.8	397,838	40,395	357,443		
	短 大 卒	6	48.0	376,584	35,065	341,519		
	高 校 卒	7	50.8	382,585	11,867	370,718		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	19	46.7	324,451	14,654	309,797	係長及び係長級専門職	一般俸給表 3級
	大 学 卒	5	43.5	327,378	5,103	322,275		
	短 大 卒	8	48.4	346,724	28,903	317,821		
	高 校 卒	6	47.0	292,314	3,613	288,701		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	36	46.7	357,586	23,110	334,476	同 上	同 上
	大 学 卒	15	44.4	359,719	30,850	328,869		
	短 大 卒	5	48.3	380,410	1,078	379,332		
	高 校 卒	16	48.3	348,453	22,740	325,713		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務主任	19	40.0	294,142	17,683	276,459	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	一般俸給表 2級(一部は3級)	
大 学 卒	12	36.7	296,278	21,838	274,440			
短 大 卒	3	38.5	274,330	257	274,073			
高 校 卒	4	51.3	302,594	18,287	284,307			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術主任	42	43.1	312,732	29,882	282,850	同 上	同 上	
大 学 卒	22	39.1	321,014	38,139	282,875			
短 大 卒	11	46.6	306,093	15,496	290,597			
高 校 卒	9	48.7	300,599	27,278	273,321			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務係員	100	37.3	237,067	16,723	220,344	同 上	一般俸給表 1級	
大 学 卒	37	32.0	252,541	20,920	231,621			
短 大 卒	28	37.8	221,003	12,221	208,782			
高 校 卒	35	42.6	233,559	15,886	217,673			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術係員	147	35.2	256,253	23,635	232,618	同 上	同 上	
大 学 卒	68	33.4	256,833	17,770	239,063			
短 大 卒	41	34.1	236,655	21,180	215,475			
高 校 卒	37	40.0	277,320	36,189	241,131			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

2 その他の職種（規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習，外国語の電話交換手を除く。  業務委託契約等に基づき，他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車	*	*	*	*	*	
	運 転	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	2	46.0	307,490	14,580	292,910	
教育 関係 職種	大 学 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 副 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 学 部 長	-	-	-	-	-	
	大 学 教 授	-	-	-	-	-	
	大 学 准 教 授	-	-	-	-	-	
	大 学 講 師	-	-	-	-	-	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	5	61.3	604,808	2,400	602,408	
	高 等 学 校 教 諭	40	45.4	462,207	8,328	453,879	
研究 関係 職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研 究 部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研 究 室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医療 関係 職種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	-	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	-	-	-	-	-	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	-	-	-	-	-	
	診 療 放 射 線 技 師	-	-	-	-	-	
	臨 床 検 査 技 師	-	-	-	-	-	
	栄 養 士	-	-	-	-	-	
	理 学 療 法 士	-	-	-	-	-	
	作 業 療 法 士	-	-	-	-	-	
		総 看 護 師 長	-	-	-	-	-
	看 護 師 長	-	-	-	-	-	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	-	-	-	-	-	
	准 看 護 師	-	-	-	-	-	

第 13 表

## 民間における職種別，学歴別初任給

職 種	学 歴	初 任 給 額	
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	205,668	
	短 大 卒	191,764	
	高 校 卒	172,351	
	新卒事務員	大 学 卒	202,476
		短 大 卒	-
		高 校 卒	174,279
	新卒技術者	大 学 卒	209,352
		短 大 卒	191,764
		高 校 卒	171,731

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き，公務員の地域手当に相当する額を含むものであり，採用のある事業所について平均したものである。

備 考 市職員の場合，学歴別初任給額は大学卒 194,361 円，短大卒 173,864 円，高校卒 159,547 円である。

第 14 表

## 民間における初任給の改定状況

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置	減額	
			%	%	%	%
大 学 卒		54.0	(17.7)	(82.3)	(0.0)	46.0
高 校 卒		31.9	(9.3)	(90.7)	(0.0)	68.1

(注) ( )内は，採用がある事業所を 100 とした割合である。

第15表

## 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		79.4%
配偶者に家族手当を支給する		(82.2%)
家族手当制度がない		20.6%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,827円
	配偶者と子1人	17,790円
	配偶者と子2人	23,156円

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 市職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については10,000円、子以外の扶養親族については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表

## 民間における在宅勤務手当の支給状況

## その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を		在宅勤務を実施していない
	支給する	支給しない	
39.8%	(15.8%)	(84.2%)	60.2%

(注) ( )内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

## その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
22.8%	77.2%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第17表

## 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1)	
特別給の支給額	下半期 (B1)	上半期 (B2)	759,925 円 814,192 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	上半期 (B2/A2)	2.06 月分 2.24 月分
年 間 の 平 均			4.30 月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から8月までの期間をいう。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

第18表

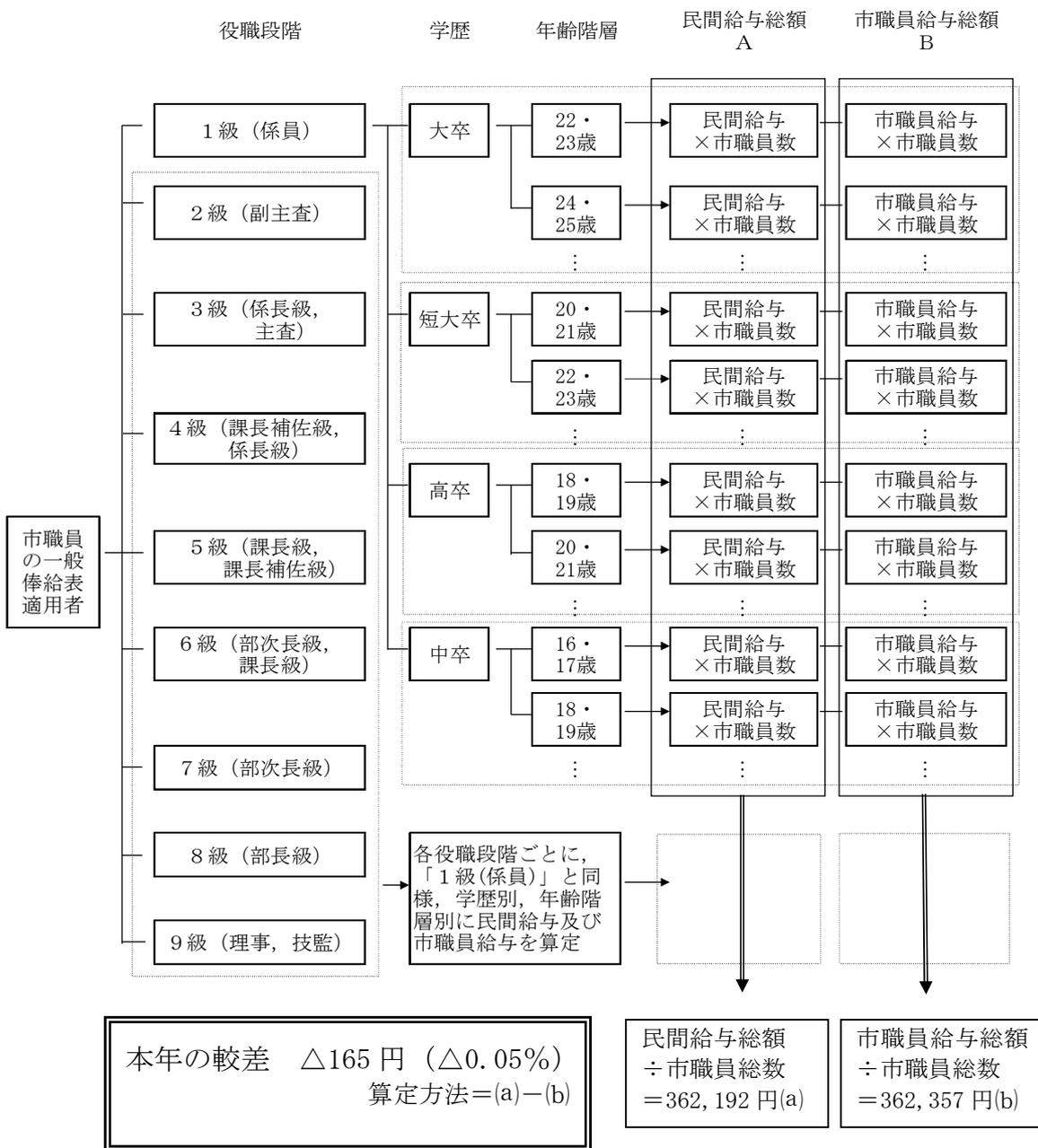
## 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
58.4	41.6	50.6	49.4	49.4	50.6

### 第3 月例給の比較方法

職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）は、個々の市職員に民間の給与額を支給したとすればこれに要する支給総額（A）が現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出したものである。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較した。



第 19 表

比較における役職段階の対応関係

一般俸給表適用職員		民間従業員		
職務の級	主な役職	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 100 人未満の事業所
9 級	理事, 技監	支店長, 工場長, 部長, 部次長	支店長, 工場長, 部長, 部次長	支店長, 工場長, 部長, 部次長
8 級	部長級	課 長		
7 級	部次長級	課長代理	課 長	課 長
6 級	部次長級, 課長級			
5 級	課長級, 課長補佐級	係 長	課長代理	課長代理
4 級	課長補佐級, 係長級			
3 級	係長級, 主査	主 任	主 任	主 任
2 級	副主査			
1 級	係 員	係 員	係 員	係 員

第 20 表

公民比較における比較給与の種目

民間給与	市職員給与
きまって支給する給与	
基本給	俸給月額
資格手当	俸給の調整額
家族手当	扶養手当
管理職手当	管理職手当
地域手当	地域手当
住宅手当	住居手当
単身赴任手当	単身赴任手当 (基礎額)
その他月毎に支給されるすべての給与	初任給調整手当

(注) 民間給与においては、きまって支給する給与から通勤手当及び時間外勤務手当等勤務実績に対して支払われる手当を除く。

## 第4 生計費・労働経済指標

### 1 令和3年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### 2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居，光熱・水道，家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費，こづかい(使途不明)，交際費，仕送り金）

### 3 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する新潟市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、家計調査における勤労者世帯の令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第21表

新潟市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和3年4月)

世帯人員 費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 30,140	円 48,320	円 56,430	円 64,550	円 72,660
住居関係費	46,130	56,170	48,370	40,570	32,770
被服・履物費	4,280	4,810	6,030	7,250	8,460
雑費Ⅰ	31,140	67,220	83,320	99,420	115,530
雑費Ⅱ	12,020	35,390	34,610	33,830	33,050
計	123,710	211,910	228,760	245,620	262,470

第22表

労働経済指標

項 目				年 月	令和2年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	① きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国		金 額	千円 295.7	287.2	290.9	292.7
				前年同月比	% △ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3
		新 潟 県		金 額	千円 258.6	253.0	255.1	252.3
				前年同月比	% 2.1	1.0	1.6	0.9
	うち 所定内給与	全 国	調査産業計	金 額	千円 272.9	268.6	272.2	272.2
				前年同月比	% △ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2
		新 潟 県	調査産業計	金 額	千円 237.0	243.9	237.5	235.8
				前年同月比	% 2.1	1.7	3.0	2.2
	② 総実労働時間数 (調査産業計)			時 間 数	時間 143.8	126.9	141.3	145.8
		うち所定外労働時間数		時 間 数	時間 10.5	8.6	9.3	10.3
生計費 (総務省家計調査)	③ 消 費 支 出	全 国	二人以上の世帯	金 額	千円 267.9	252.0	273.7	266.9
				前年同月比	% △ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3
			二人以上の世帯のうち勤労者	金 額	千円 303.6	280.9	298.4	288.6
				前年同月比	% △ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1
		新 潟 市	二人以上の世帯	金 額	千円 238.4	247.3	309.4	258.0
				前年同月比	% △ 20.0	△ 20.0	0.2	△ 6.6
			二人以上の世帯のうち勤労者	金 額	千円 252.3	264.0	313.7	280.3
				前年同月比	% △ 18.4	△ 18.4	△ 10.1	△ 1.3
物 価	④ 消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比	% 0.1	0.1	0.1	0.3	
		新 潟 市	前年同月比	% △ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1	
	⑤ 国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比	% △ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.0	
	雇 用	⑥ 常用雇用指数 (厚生労働省)		前年同月比	% 0.8	0.2	0.2	0.2
⑦ 完全失業率 (総務省労働力調査)		前年同月比	% 2.6	2.8	2.8	2.9		
⑧ 有効求人倍率 (厚生労働省)		前年同月比	倍 1.30	1.18	1.12	1.09		
生 産	⑨ 実質国内総生産 (内閣府)		前 期 比	% △ 8.1				

(注) 1 ①, ④, ⑤, ⑥, ⑨は平成27年基準である。

2 ①, ②, ⑥は「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値で、

8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月
291.1	292.9	296.3	294.2	295.0	293.0	292.8	297.3	300.3
△ 1.6	△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6
254.2	256.4	257.2	256.1	261.2	254.9	255.7	258.2	256.9
1.8	2.7	3.4	2.6	5.6	△ 0.6	△ 0.5	0.0	△ 0.7
269.9	271.7	273.8	271.1	271.9	270.0	269.9	273.7	275.9
△ 0.4	0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1
236.6	238.1	238.4	235.5	239.6	235.7	235.6	241.3	238.6
3.1	3.8	4.8	3.1	5.3	△ 0.7	△ 0.7	1.1	0.7
133.7	140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4
9.9	10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1
276.4	269.9	283.5	278.7	315.0	267.8	252.5	309.8	301.0
△ 6.7	△ 10.2	1.4	△ 0.0	△ 2.0	△ 6.8	△ 7.1	6.0	12.4
304.5	304.2	312.3	305.4	333.8	297.6	280.8	344.1	338.6
△ 6.5	△ 7.7	2.3	0.5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6.7	11.5
294.5	281.8	265.5	253.4	302.6	234.6	294.8	321.3	351.7
0.9	△ 6.9	△ 10.7	△ 13.1	△ 3.2	△ 11.9	11.6	5.0	47.5
311.8	338.0	294.6	291.8	317.7	263.4	291.1	362.3	392.2
16.3	1.6	△ 10.5	△ 8.3	△ 7.4	△ 10.1	△ 0.3	8.0	55.5
0.2	0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4
0.2	0.1	△ 0.8	△ 1.3	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.9
△ 0.6	△ 0.8	△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.8
0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3
3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8
1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09
5.3			2.8			△ 1.0		

ある。